

陳 情 回 答 緯

(陳情第 70 号～第 90 号)

平成 30 年第 4 回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會

目 次

陳情第	70号	行政にかかる諸問題について	1
陳情第	71号	行政にかかる諸問題について	17
陳情第	72号	子ども・子育て支援新制度について	21
陳情第	73号	放課後施策について	25
陳情第	74号	行政にかかる諸問題について	29
陳情第	75号	行政にかかる諸問題について	39
陳情第	76号	行政にかかる諸問題について	47
陳情第	77号	近畿大学医学部附属病院について	69
陳情第	78号	児童発達支援センターの充実について	73
陳情第	79号	行政にかかる諸問題について	75
陳情第	80号	公共交通について	83
陳情第	81号	公共交通について	85
陳情第	82号	原山公園について	87
陳情第	83号	ブロック塀撤去の補助について	89
陳情第	84号	堺環濠都市北部地区について	91
陳情第	85号	教育環境の整備について	93
陳情第	86号	放課後施策について	95
陳情第	87号	放課後施策について	97
陳情第	88号	放課後施策について	99
陳情第	89号	放課後施策について	103
陳情第	90号	放課後施策について	105

番号	陳情第70号
件名	行政にかかる諸問題について
審査委員会	議会運営委員会
審査日	12月18日

(審査結果)

第6項

現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づき、できるだけ多く掲載しています。さらに、平成25年度からは重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様に議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番 号	陳情第70号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第7項（企画部）

本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。

今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、大阪府内を含む先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。

第8項（広報部広報課）

「広報さかい」では、市民の皆様の日々の生活に関わりが深く、役立つ情報を、適切な時期に分かりやすくお伝えするため、「福祉」「子育て」「健康」「環境」「人権」「催し」などのテーマごとに編集しております。また、特に市民の皆様にお知らせしたい重要な施策については、1～3面や12・13面見開きのカラーページで詳しく紹介しております。

本市では、子どもからお年寄りまで誰もが健康で、笑顔あふれるまちの実現をめざしております。こうしたまちづくりへの取り組みを、「広報さかい」を通じて身近に感じていただくとともに、市政への関心と理解を深めていただけるよう、今後も紙面の更なる充実に努めてまいります。

第9項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（産業振興局商工労働部産業政策課）

カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設はじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、本年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立しました。

IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル依存症や治安悪化などの課題も指摘されているところです。

今後、国において、IRの設置・運営に係る政省令等が制定され、同法公布後2年内に国が策定・公表する「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定・公表のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっており、本市としましては、今後もこれらの動向を注視してまいります。

番 号	陳情第70号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項（行政部行政管理課・人事部人事課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）						
<p>公の施設に係る指定管理者制度の導入や窓口業務の委託については、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、経費の削減のみでなく、住民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、これらの効果が見込める場合について適切に導入を進めております。</p> <p>指定管理者や受託事業者に対しては、市として、適宜モニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、年度終了後には業務の実施状況について評価を行うなど、適正な業務執行を確保しつつ、利用者ニーズを把握しながらサービスの向上に取り組んでいます。</p> <p>また、多様化する住民ニーズに的確に対応し、本市が将来にわたり持続的な発展を遂げていくためには、選択と集中の観点から施策・事業の不断の見直しを行い、経営資源である要員を最適配分する要員管理の推進が不可欠であり、平成24年3月に策定した「堺市要員管理方針」に基づき、これまでも計画的に取組みを進めてきたところです。</p> <p>今後とも、市民の視点に立って事務事業を点検し、民で行うに適したものは民に任せ、市が行うべきものは職務の内容を考慮して適切な扱い手を選択するとともに、職員の体制を充実すべきところには必要な措置を講じるなど、効果的、効率的な行政運営を推進し、市民に密着した行政サービスの提供に努めてまいります。</p>						
第11項（行政部総務課）						
<p>自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。</p> <p>本市では、これら法令の規定に基づき、毎年の自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行なっており、これらの情報発信については、募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（税務部税制課）						
<p>消費税率（国・地方）は、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、来年10月1日に10%へ引き上げられる予定です。</p> <p>消費税率引上げによる增收分は、社会保障・税一体改革により、子育て、医療、介護、年金などの社会保障の充実に充てられます。平成29年10月の衆議院議員選挙以降、安倍総理大臣は消費税率引上げと併せ、幼児教育を無償化すると発言しています。また、第195回国会における平成29年11月17日の所信表明演説においても、消費税増税分の使い道を見直し、子育て世代、子どもたちに大胆に投資していく旨表明しています。</p> <p>地方消費税は都道府県税ですが、その収税の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から国に増税中止の要望を申し入れるべきではないと考えております。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（危機管理室危機管理課）						
<p>本市では、国の予算や施策等について、堺市国土強靭化地域計画に基づく防災・減災対策の推進のため、都市計画道路の整備などのハード整備を中心に、国に対して提案・要望を実施しています。さらに今年の自然災害を受けて、指定都市市長会等の共同提案により、災害復旧・復興等に関する財政措置の拡充や、関西広域連合、大阪府市長会により国に対して被災者生活再建支援法の適用要件の緩和や、大阪府市長会により大阪府に対して独自の被災者支援制度の創設などの要望を実施しています。</p> <p>本市の防災対策については、地震や風水害などの危機事象が発生した際の被害を最小限に留め、災害に強いまちづくりを進めるという基本的な考え方のもと、防災対策を充実するとともに国、都道府県、市の役割分担のもと連携体制の強化に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第14項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）						
<p>市民の皆様の区民評議会に対する関心の醸成を図るとともに、より多くの方に傍聴にお越しいただけるよう、会議日程については、広報さかいやホームページへ掲載するほか、SNSや庁舎内のデジタルサイネージを活用するなど、様々な媒体を通じて周知しております。</p> <p>あわせて、これまで可能な限り傍聴にお越しいただきやすい時間帯での開催に努めるとともに、市内の大学や堺伝統産業会館で開催するなど、開催時間、場所についても工夫をしてきたところです。</p> <p>さらに、皆様との協働・参画によるまちづくりを推進するため、ホームページ上における議事録やその成果などの公開方法を工夫するなど、区民評議会での議論をより分かりやすくお伝えするための取組も進めております。</p> <p>今後も引き続き、市民の声を区政に反映できるよう、区民評議会のより効果的な運営を進めてまいります。</p>						
第15項（市民生活部市民協働課・男女共同参画推進部生涯学習課）						
<p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置されております。なお、公民館増設の予定はございませんが、現在、公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。</p> <p>地域会館や自治会館の管理運営につきましては、所有者である地元の校区自治連合会や単位自治会により自主的に行われており、維持管理に要する費用も地域によって様々な違いがある中、それぞれで利用料金の設定をされております。</p> <p>本市におきましては、地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、「堺市地域会館整備費補助金制度」を設け、その活動拠点となる地域会館の整備に対して支援を行うとともに、地域会館の維持につきましても、「堺市地域会館大規模改修補助金制度」を設け、大規模な改修を行う際の支援を実施しておりますが、地域会館や自治会館の利用料金については、利用者の皆様にご負担いただくべきものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項（人権部人権推進課）						
<p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様に核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。</p>						
第17項（人権部人権推進課）						
<p>日本国憲法、中でも第9条については、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、憲法改正につきましては、国権の最高機関であります国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>						
第18項（人権部人権推進課）						
<p>「辺野古の埋め立て」については、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、外交、防衛事項である本件につきましては、国の役割の中で判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第19項（長寿社会部地域包括ケア推進課）						
<p>市としては、「共助」として介護保険制度を適切に運営するとともに、組織化、制度化された助け合いの仕組みづくりを支援しています。</p> <p>また、「公助」としては、公的な制度・事業を通じて生活支援などを行っています。</p> <p>今後急激な高齢化の進展に伴い、公的な福祉サービスだけでは支援の必要な高齢者を支えることが難しくなると考えられ、「自助」「互助」「共助」「公助」により、地域でさまざまな主体が相互に力を合わせ、支え合う社会をつくっていくことが、ますます重要になると考えています。</p> <p>市として、引き続き市民がいつまでも安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、必要な時に必要なサービスを提供できる体制づくりを進めてまいります。</p>						
第20項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>本市は、昨年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大坂府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p> <p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申において「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求めること」との意見が付されており、この趣旨を踏まえ、引き続き、大阪府に対し意見を申し述べるとともに、加えて、新制度における運用状況等を検証のうえ、必要に応じて大阪府に提案を行うなど、国民健康保険の持続可能な制度運用に向けて取り組んでまいります。</p> <p>なお、「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成30年度から最大6年間は、必要に応じ、激変緩和措置を行うことが認められており、平成30年度の本市保険料率は、独自の激変緩和措置により、平成29年度とほぼ同水準となっています。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第21項（長寿社会部介護保険課）

介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。

また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。

第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が22%から23%に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから、保険料基準額を79,480円（月額6,623円）に増額改定するとともに、これまで以上に被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行い、政令市では最も多い16段階としました。

また、低所得で生活に困窮されている方もおられますので、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。これにつきましては、平成30年度から収入要件を1人世帯では120万円以下から150万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。

介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。

第22項（健康部健康医療推進課）

本市のがん検診につきましては、平成30年4月1日より2年間を「受診促進強化期間」として、胃、肺、大腸、子宮、乳がんの各種がん検診を対象として、自己負担額を無料しております。

無償化の効果検証を行い、今後も、受診しやすい環境の整備に努めるとともに、受診率向上のための効果的な施策を検討してまいります。

番 号	陳情第70号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第23項（長寿社会部地域包括ケア推進課）（建築都市局住宅部住宅まちづくり課）						
<p>高齢者・低額所得者・障害者の方など住宅確保に配慮を要する方々への居住支援としまして、不動産事業者等と連携した「住まい探し相談会」の実施や「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」における協力店一覧リストの掲載など、住まい探しでお困りの方がいつでも相談できる体制を整えております。</p> <p>介護支援については、介護保険制度を適切に運営しているほか、要支援の方などを対象とする総合事業では、従来と同様の基準の訪問型サービスに加え、多様な主体による生活援助サービスを実施しています。</p> <p>また、一人暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が実施するサロンなどの通いの場の運営や訪問活動について、堺市社会福祉協議会を通じて支援しています。</p> <p>そのほか、堺市内に所在する事業所に協力事業所として登録していただき、日常の業務の範囲内で高齢者の見守りや声かけを行うとともに、安否に異変を感じた時には、地域包括支援センターなどの関係機関に連絡していただく堺市高齢者見守りネットワーク事業を実施しており、一人暮らしの高齢者が安心して生活できる体制づくりを推進しています。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第24項、第25項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）						
<p>待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきました。</p> <p>このような中、今年度、5歳児から段階的に実施していく第2子の保育料無償化や、国が2019年10月からの実施を予定している幼児教育・保育の無償化なども相まって、保育ニーズは更に上昇すると考えており、今後4年間で過去最大規模の3,600人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。</p> <p>なお、受け入れ枠の整備にあたっては、これまでのように、土地の確保から整備までの全てを事業者側にお願いするだけでなく、市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用しながら取り組み、待機児童の解消をめざしてまいります。</p> <p>公立認定こども園については、公立として存続する施設を公表のうえ、それ以外の施設の民営化を、条件が整い次第、進めているところです。なお、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した後も、公立施設として果たすべき役割を引き続きしっかりと担ってまいります。</p> <p>保育士への処遇改善については、国制度において、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、平成29年度からは、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。</p> <p>また、従来、市の単独補助によって国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、今年度から、保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上などの就業環境改善の取組みを通じ、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第26項（交通部公共交通課）（建設局自転車まちづくり部自転車環境整備課）						
<p>少子化に伴う通勤通学利用の減少や運転者不足など路線バスに係る経営環境が厳しくなっている中で、現状の路線を維持し、市民の移動手段を確保していくことが重要となっています。</p> <p>こうした中、本市では、おでかけ応援バスの実施や、ノンステップバスやバスロケーションシステム等の導入支援などバスの利用促進や利便性向上に取り組んでいるところです。</p> <p>また、鉄道駅やバス停から遠く、既存の公共交通を利用しにくい地域においては、乗合タクシーの運行により、こうした地域における日常の移動手段を確保しています。</p> <p>引き続き、こうした取り組みにより公共交通の維持確保に努めるとともに、停留所の利用環境の向上等についても事業者と協力しながら検討を進めてまいります。</p> <p>なお、本市では、平成25年6月に「堺市自転車利用環境計画」を策定し、その中で、自転車利用者別の着目点を踏まえた上で、自転車ネットワークの選定を行っております。</p> <p>また、上記ネットワークにおいて優先的に整備を進める路線を抽出した「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km」を平成27年3月に策定し、自転車利用者が多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等、重要度の高い路線から順次整備を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第27項（経営企画室）

水道事業は公益性・公共性の極めて高い事業であり、また、水の安全安心は、市民生活及び生命に直結するものであることから、安全な水の安定供給については、行政が責任を負うべきであると考えています。一方、人口減少に伴う水需要の減少など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、将来にわたり安定的に事業を運営していくためには、民間企業の技術力や高い効率性を活かすことが重要であると考えています。このようなことから、本市では、民間活用による高い効率性が期待できる検針・料金徴収業務などについて業務委託を導入し、安定した事業運営に努めています。

今後も、水道事業の公益性・公共性を確保したうえで、民間企業と連携し、事業運営のより一層の健全化や効率化を図り、安全安心な水を安定的に供給してまいります。

番 号	陳情第70号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第28項（1）（学校管理部保健給食課・総務部学務課）						
<p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を生かすため、選択制での学校給食を実施しております。</p> <p>今後とも、生徒・保護者が利用しやすい制度に改善するとともに、温かく栄養バランスのとれた量の選べる選択制給食を、衛生管理を徹底しながら安全・安心に実施できるよう努めてまいります。</p> <p>また、中学校給食費への就学援助の適用については、引き続き課題の一つであると認識しております。</p>						
第28項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は市の事業として実施しており、運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定しております。</p> <p>また、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することで、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とすることができますから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えております。</p> <p>今後も、放課後児童対策事業の運営に係る必要な予算の確保に努めてまいります。</p>						
第28項（3）（学校管理部教育環境整備推進室）						
<p>今後、さらなる少子化の進展、教育・保育ニーズの多様化などに対応しつつ、本市全体の子育てサービスや幼児教育の充実が図られる手法を検討していきたいと考えています。</p>						
第28項（4）（学校管理部施設課・学校教育部）						
<p>本市では、すべての小・中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置しています。</p> <p>なお、特例交付金につきましては国の動向を踏まえ検討してまいります。</p> <p>また、学校体育館の空調設備（エアコン）の整備については、関係課と連携し調査・研究してまいります。</p>						

番 号	陳情第70号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第28項(5)(学校教育部学校指導課・教職員人事部教職員人事課・教職員企画課)						
小学校1、2年生においては、学級の平均人数が35人を超える場合に、少人数学級編制加配教員として学級担任を配置しています。						
また、権限移譲後の平成29年度からは、小学校では3~6年において習熟度別少人数指導加配に加え、通常の学級の平均が38名を超えた学年に対して「小学校教育支援加配」教員を配置しています。						
中学校では、習熟度別少人数指導加配として各校に2~3名教員を配置し、2学年以上もしくは2教科以上で少人数教指導に取り組んでおります。						
学級定数の改定については、学級編制基準、加配定数を含めた教職員定数の改善を通して見直しができるよう、本市として引き続き国に要望してまいりたいと考えております。						
また、教職員の長時間勤務の改善については引き続き取り組んでまいります。						
第28項(6)(学校教育部学校指導課)						
チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市におきましても参加をしているところです。						

番号	陳情第71号	所管局	市長公室
件名	行政にかかる諸問題について		
第2項（企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（健康福祉局健康部精神保健課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）	<p>カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設はじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、本年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立しました。</p> <p>IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル依存症や治安悪化などの課題も指摘されているところです。</p> <p>今後、国において、IRの設置・運営に係る政省令等が制定され、同法公布後2年以内に国が策定・公表する「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定・公表のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっており、本市としましては、今後もこれらの動向を注視してまいります。</p>		

番号	陳情第71号	所管局	市民人権局
----	--------	-----	-------

件名	行政にかかる諸問題について
----	---------------

第3項（人権部人権推進課）

本市では、非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、これまでにも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。

「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。

また、今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市としましては、今後とも引き続き、非核平和施策の趣旨に沿った取組について、精査のうえ後援や協力をやってまいります。.

第4項（市民生活部戸籍住民課）

証明書自動交付機につきましては、平成20年2月より稼働しており、多くの皆様にご利用いただいております。しかし、機器の老朽化、OSのサポート期間の終了に伴うセキュリティ面の影響を考慮し、平成30年12月末をもって廃止します。

また、堺市ではコンビニ交付を平成29年12月より実施しています。コンビニ交付につきましては、現在の証明書自動交付機に比べ利用できる場所や時間が増加することから、市民サービスの向上を目的として導入いたしました。

今後、庁舎内でもコンビニ交付と同じサービスを利用していただけるよう、マイナンバーカードに対応した新自動交付機を各区役所の庁舎内に設置することを考えています。

コンビニ交付や新自動交付機をご利用いただくにはマイナンバーカードが必要ですが、このカードはセキュリティ面も安全であり、本人確認の証明書にもなります。ぜひこの機会にマイナンバーカードを取得していただきますようお願い申し上げます。

なお、さかい市民カードとマイナンバーカードのどちらでも利用できる交付機につきましては、新たな開発コストがかかり、システム改修も必要となることから、現在実施していますコンビニ交付をご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

番号	陳情第71号	所管局	教育委員会事務局			
件名	行政にかかる諸問題について					
第5項（学校管理部施設課・学校教育部）						
本市では、すべての小中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置しております。						
エアコンが未設置の特別教室などについては、各学校での使用状況や国の動向、他市の状況などについて調査研究してまいります。						
また、体育館への空調設備（エアコン）の整備については、関係課と連携し、調査・研究してまいります。						
第6項（中央図書館総務課）						
開館時間については、堺市立図書館協議会の「今後の中央図書館のあり方について」答申（平成29年3月）を踏まえ、政令指定都市にふさわしい図書館のあり方について、各区の図書館と分館の利便性の向上や費用対効果も含めて、検討してまいります。						

番 号	陳情第72号	所管局	子ども青少年局
件 名	子ども・子育て支援新制度について		

第2項（子育て支援部幼保推進課）

待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきました。

このような中、今年度、5歳児から段階的に実施していく第2子の保育料無償化や、国が2019年10月からの実施を予定している幼児教育・保育の無償化なども相まって、保育ニーズは更に上昇すると考えており、今後4年間で過去最大規模の3,600人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。

なお、受け入れ枠の整備にあたっては、これまでのように、土地の確保から整備までの全てを事業者側にお願いするだけでなく、市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用しながら取り組み、待機児童の解消をめざしてまいります。

第3項（子育て支援部幼保推進課）

分園や小規模保育事業施設を卒園するお子さんについては、引き続き教育・保育施設を利用することができるよう施設整備などによる受け入れ枠の確保に取り組んでいるほか、加点措置を設ける配慮も行っているところです。また、小規模保育事業については制度上、認定こども園や保育所、幼稚園との連携施設の設定を必要としており、卒園後の受け皿として、可能な範囲で優先的な受け入れも可能となっています。

なお、平成30年4月からの利用の選考では、分園や小規模保育事業施設を卒園するお子さんのうち、引き続き認可保育施設の利用を希望した264人中、259人（98.1%）が利用できている状況です。

第4項（子育て支援部幼保推進課）

きょうだいで同一施設の利用を希望する場合は、利用調整において加点措置を設ける配慮を行っていますが、希望される施設の空き状況の関係などで、きょうだいそろっての利用が難しい場合もあります。

その際は、近隣で同時利用が可能と思われる施設を紹介させていただくほか、どうしても同一施設の利用が叶わない場合についても、保護者の状況・希望を十分に聞き取り、送迎の負担が最小限となるよう配慮を行うなどしています。

平成30年4月1日時点での、2号・3号認定を受けて施設を利用しているきょうだいについての状況になりますが、3,310世帯のうち、2,962世帯（89.5%）がきょうだいで同一施設を利用できている状況です。

番 号	陳情第72号	所管局	子ども青少年局
件 名	子ども・子育て支援新制度について		

第5項（子ども青少年育成部子ども育成課）

病児保育施設につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置する計画としており、平成29年3月、中区に5か所目となる病児保育施設を設置いたしました。

施設が未設置となっている東区・美原区では、医療機関（小児科）併設型の病児保育施設についてこれまで実施可能な医療機関がないなど設置は困難な状況です。このため、平成30年3月から、市内全域をカバーする訪問型病児保育事業を実施しています。今後とも病児保育事業の充実に努めてまいります。

第6項（子ども青少年育成部子ども育成課）

訪問型病児保育事業につきましては、市内全域を対象としていることから、訪問経路の観点からも訪問従事者が市内各地にいることが望ましいと考えています。国の要綱上、訪問従事者は看護師等の有資格者に限定しておらず、一定の研修を受講した方となっているところですが、本市におきましては、訪問従事者については、主に保育に係る研修となるさかいチャイルドサポーター研修28.5時間の受講に加え、訪問型病児保育の専門研修15.5時間を受講していただきます。加えて2日以上の実習を実施するとともに、フォローアップ研修も年2回行います。また、病状急変時等には看護師等が対応できる体制を確保するとともに、緊急時に病児を受け入れることのできる協力医療機関や日常における医療面での指導・助言を行う指導医との連携・協力関係を構築するよう事業者に義務付けるなど、安全に子どもをお預かりする体制を確保することを第一に事業を進めています。

万が一事故が起きたときは、事故の状況等により、堺市、事業者、訪問従事者がそれぞれの責任を負うことになります。なお、事故に備えて、事業者には賠償責任保険等への加入を義務付けています。重大な事故が起きた場合には、速やかに事業者として解決に向けた対応を行うとともに、事故の詳細を隨時市に報告することとしており、市として検証を行い、その結果を国に報告することとなっております。

平成30年10月末時点の訪問従事者の登録数は20人、利用者の登録数は264人、平成30年3月から10月までの利用件数は221件となっています。

今後とも、様々な形で子育てと仕事等との両立を支援する事業を行ってまいります。

番 号	陳情第72号	所管局	子ども青少年局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
第7項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）						
<p>保育士への処遇改善については、国制度において、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、平成29年度からは、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。</p> <p>また、従来、市の単独補助によって国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、今年度から、保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上などの就業環境改善の取組みを通じ、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>加えて、保育に関する専門知識や技術について幅広く学びながら、自らのスキルアップやキャリアアップを図ることができるよう、市内の教育・保育施設の職員を対象に、経験年数や専門分野別にさまざまな研修や講座を企画・実施しており、こうした取組みも通じて、職責の重さや事故への不安の軽減などに努めています。</p>						

番 号	陳情第72号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	子ども・子育て支援新制度について					
第8項（学校管理部教育環境整備推進室）						
今後、さらなる少子化の進展、教育・保育ニーズの多様化などに対応しつつ、本市全体の子育てサービスや幼児教育の充実が図られる手法を検討していきたいと考えています。						

番 号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
今後も、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」の実現をめざし、事業の充実に努めてまいります。						
第2項（2）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる共用教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という）に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守しております。						
また、児童数については、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しております。						
第2項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
11月末現在、来年度の申込受付期間中であるため、申込者数が今年度の定員を超えるルームの有無については、お答えすることができません。						
第2項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
活動場所の確保は、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。						
第2項（6）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
放課後児童支援員の配置は、条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）しております。						
第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
本市では、児童数に応じて必要な活動場所を事前に確保しております。						
第3項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
運営事業者が変更になったルームの運営状況を把握するため、平成29年度に実施したアンケートの結果では、利用保護者によるルームの利用に関する評価は、各ルームとも「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせてほぼ8割以上となっており、円滑な運営ができているものと判断しております。						

番号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局			
件名	放課後施策について					
第3項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>運営事業者が変更となった場合には、ルームが円滑に運営できるよう、本市職員が運営事業者間の引継ぎに立合う等、運営内容の確認を行っております。</p> <p>今後も円滑なルーム運営ができるよう、より一層の丁寧な引継ぎを行ってまいります。</p>						
第3項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本事業は、公募型プロポーザル方式で運営事業者を選定しておりますが、そもそもプロポーザル方式は、価格のみによる競争（入札等）で契約相手方を決定することが適当でない業務について公募又は指名した提案者に業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とし、随意契約を行うものですので、安価であることをもって必ず契約相手方になるということではありません。</p>						
第3項（5）（6）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>運営事業者が日々のルーム運営を実施していることから、業務委託契約としては履行されているものと認められます。</p> <p>また、指導員配置については、まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考えており、当該日に出勤している指導員全員でルーム運営を行っています。</p>						
第3項（7）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>委託料として支払っている内容は、運営委託にかかる金額と、追加配置指導員に係る金額の実績払い分となっております。運営事業者から提出された業務完了届及び業務報告に基づき、運営委託にかかる金額と追加配置指導員を配置した実績に応じて支払いをしております。</p>						
第3項（8）（地域教育支援部放課後子ども支援課）（財政局契約部調達課）						
<p>本市では、プロポーザル方式による委託業務事業者選定に当たっては、運営事業者から提出された企画提案書等を、プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会が審議及び審査を行い、その審査結果を基に、市として優先交渉権者の選定及び提案順位の決定を行っています。</p> <p>同委員会における会議は、審議、検討又は協議に係る未だ検討段階にある情報について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性等の確保の観点から、堺市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会規則に基づき、非公開としているところです。</p>						

番号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局			
件名	放課後施策について					
第3項（9）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の委員の選定理由や氏名、経歴等を公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると考えられることから、事業者が選定されるまでは非公開としておりますが、事業者が選定された後、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないかを勘案したうえで、公開することとしております。</p>						
第3項（10）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策事業の運営は、市の事業として実施しております。 当該事業の運営事業者は、条例に基づいた業務仕様書等により運営しております。</p>						
第4項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルーム及び堺っ子くらぶにおける平成30年4月1日から平成30年10月31日までの延べ開設日数は、堺区2, 734日、中区2, 220日、東区1, 537日、西区2, 391日、南区3, 238日、北区2, 561日、美原区1, 024日となっております。</p>						
<p>基本配置数が充足していなかった延べ日数は、堺区12日、中区22日、東区39日、西区14日、南区14日、北区39日、美原区2日となり、非充足率は全体で0.9%となっております。また、本市が必要と認めた追加配置指導員数が一人でも充足していなかった延べ日数は、堺区1, 564日、中区1, 049日、東区703日、西区1, 239日、南区1, 343日、北区1, 245日、美原区209日となっており、非充足率は全体で46.8%となっております。</p>						
第4項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めてまいります。</p>						
第4項（3）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>「類似の仕事内容」を行う指導員とは、文部科学省所管事業の放課後子供教室である「放課後ルーム」や、国の放課後子ども総合プランに基づき本市で実施している堺っ子くらぶの「すくすく教室」に従事する指導員を指します。</p>						
<p>なお、本市では、放課後子ども総合プラン中の、「一体型」として堺っ子くらぶを実施しており、国の定義に沿った形で、「のびのびルーム」と「すくすく教室」両事業の従事者・参画者が常に連携し、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室の活動プログラムに参加できるように運営しております。</p>						

番 号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第4項（5）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
運営事業者において、主任指導員を複数配置した場合の運営方法について模索中であるためと認識しています。						
第4項（6）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
前段のご質問の例であれば、主任指導員を2人配置した事業所（ルーム）については適用となります。後段のご質問の例であれば、副主任指導員を准主任指導員としても適用とはなりません。						
第4項（7）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
平成29年度決算における放課後児童支援員等待遇改善等事業について、事業費は2,243千円、国庫補助額は747千円、対象ルーム数は57、指導員一人当たり年間給与改善平均額は39千円です。						
第4項（8）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
配慮を要する児童の受入れについては、個々の児童の状況を把握し、必要に応じて指導員を追加配置しております。						
第5項（1）（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
専用教室の設備等について、順次改修を行っています。						
また、空調機については、年2回点検を行っており、故障発生時においても迅速に対応しています。						
物品については、運営事業者の依頼に基づき必要に応じて順次整備してまいります。						
AED（自動体外式除細動器）については、学校内に設置しているAEDを使用することとなっております。						
利用児童が安全に安心して過ごすことができるよう、必要な整備に努めてまいります。						

番 号	陳情第74号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月18日

(審査結果)

第1項

本市を含む政令指定都市は、区の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議会議員の定数は、公職選挙法により、人口に比例して条例で定めることとされております。その人口については直近の国勢調査人口によらなければなりません。平成27年の国勢調査人口によると、本市議会の各選挙区の議員定数を次の一般選挙までに改正する必要がありました。このことから、平成30年3月28日本会議において、現行の議員定数48人を国勢調査人口に比例して区に配分し、堺区は8人から9人に、南区は9人から8人に、選出議員数を改正する内容である議員提出議案第2号「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」を賛成多数で可決しました。改正条例は、平成31年4月に予定されている次の一般選挙から施行されます。

なお、条例改正の際の議論等の内容については、堺市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録を閲覧することができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただくこともできますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

※ 今回の議員定数について議題となった会議名および開催日

- ・本会議 平成30年3月6日及び3月28日
- ・総務財政委員会 平成30年3月15日

番 号	陳情第74号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第2項（ニュータウン地域再生室）

近畿大学医学部及び附属病院の泉ヶ丘地区での開設に関する説明会につきましては、平成30年11月17日（土曜日）午後7時から、三原台校区住民の皆様を対象として、堺市立三原台小学校体育館で開催いたしました。

説明会では、まず、堺市から、「泉ヶ丘駅前地域のまちづくり」といたしまして、健康長寿のまちづくりや、三原台校区の公園再整備方針、交通渋滞対策等についてご説明し、次に、近畿大学から、「近畿大学医学部等 配置検討図案」についてのご説明を行ったところです。

また、説明会開催後の平成30年11月22日（木曜日）には、説明会に参加できなかつた方々へのご対応として、説明会当日の資料及び当日の参加者からいただいた主なご質問並びに回答等の資料一式を、三原台校区に全戸配付したところです。

番 号	陳情第74号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第3項（行政部行革推進課）

本市では、平成30年度から平成32年度を計画期間とする「第3期行財政改革プログラム」に基づき、本市の持続的な発展に向けた「質の高い公共サービスの実現」と「弾力的な行財政基盤の構築」を目的として、行財政改革に取り組んでいるところです。本プログラムでは、質と量の改革の取組成果を多面的に測定するため、利用者満足度の向上度合など複数のKPI（重要業績評価指標）を設定していますが、その指標の1つとして、行革効果額を3年間で100億円以上創出することを掲げています。

今後も、不断の行財政改革に取り組み、より効果的・効率的な行財政運営を推進してまいります。

第4項（人事部人材開発課）

市の業務は正確で迅速な対応が求められており、職員一人ひとりが行政のプロフェッショナルとしての自覚と責任を持ち、より満足度の高い行政サービスを提供していくかなければなりません。

現在も各職場での仕事を通じての人材育成や、各種研修、自己啓発支援などに取り組んでおりますが、今後も引き続き、市民から信頼される職員の育成に努めてまいります。

番 号	陳情第74号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第5項（市民生活部市民協働課）

近年、人口減少や少子高齢化が進み、社会や地域が抱える課題や市民ニーズが多様化、複雑化しています。このような状況に対応していくために、地縁組織やボランティア団体、大学、企業、NPO法人等の多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携・協働し、相互に支えあいながらともに課題解決をめざす「共助のまちづくり」を進めていくことが重要だと考えています。

本市では、「堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針」や各区のまちづくりビジョンをもとに市民協働のまちづくりに取り組んでおり、安心・安全のまちづくりや文化・芸術を通じた協働のまちづくり等を推進しています。これらの取組は広報紙やホームページ等で広く市民の皆様にお知らせしています。

第6項（人権部人権企画調整課）

本市では平成14年に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、男性、女性のみならず、いわゆる性的少數者の人権についても配慮されるべきことを基本理念として規定しております。さらには平成19年に「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、あらゆる施策を平和と人権を尊重する視点を持って推進しているところです。

今後も性別等にとらわれず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

番 号	陳情第74号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第7項（生活福祉部生活援護管理課）

生活保護は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度であり、保護を必要とする方にとって、最後のセーフティネットとして重要な役割を担うものです。

本市におきましては、その役割を引き続き十分に果たすことができるように、生活保護を必要とする人に適正に保護を実施するとともに、自立支援の取組みとして、民間委託やハローワークとの連携による積極的な就労支援事業や、貧困の連鎖を防止し、子どもたちの将来につながる施策として、「堺市学習と居場所づくり支援事業」等を実施しています。

一方、生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化の取組として、ジェネリック医薬品の使用促進などに努めているところです。

今後も、市民の皆様から信頼の得られる生活保護行政に努めてまいります。

番 号	陳情第74号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（子ども青少年育成部子ども企画課・子育て支援部幼保推進課）（健康福祉局生活福祉部医療年金課）						
<p>国が少子化社会対策大綱などで多子世帯への支援の充実（3人以上子どもが持てる環境の整備）を掲げる中、市としても、より経済的負担の大きい多子世帯への支援が重要と考え、政令市初の取組みとして、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の保育料無償化を実施しています。</p>						
<p>さらに、今年度からは対象を第2子に拡大のうえ、2018年度は5歳児、2019年度は4歳児、2020年度は3歳児、2021年度は0～2歳児と順次実施していく計画とします。</p>						
<p>子ども医療費助成制度の年齢要件につきましては、市民の方からさらなる拡充へ多くの声をいただいていることから、「子育てしやすいまち日本一」をめざすための重点施策として、平成31年4月から、対象を高校卒業（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までに拡充いたします。</p>						
<p>今後も、子育て支援策をさまざまな分野にわたり総合的に推進することで、安心して子どもを生み育てられ、子どもが健やかに成長できる「子育てのまち堺」の実現に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第74号	所管局	文化観光局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（世界文化遺産推進室）						
<p>堺市では、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに、「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議」を設置し、2019年の「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録に向けた取り組みを進めています。</p> <p>今年の9月にはユネスコの諮問機関であるイコモスによる現地調査が実施され、全ての構成資産の保全状況等を調査されました。調査員は、構成資産の保存管理に関する取り組みや来訪者への情報提供、また地域住民の方々が古墳群にどのように関わっているか等に関心が高く、精力的に調査され、文化庁や地元自治体としては一定の理解を得られたと考えております。なお、現地調査の概要については、調査後の記者会見や本市のホームページ、講演会等において情報発信を行っているところです。</p> <p>さらに、来年5月頃のイコモス勧告についても積極的な情報発信に取り組んでまいります。</p>						
第10項（文化部文化課）						
<p>フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）は、堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の基準を満たす119台分の駐車場を設置します。</p> <p>同条例では用途が劇場（200m²あたり1台）に該当し、床面積が19, 772m²であることから、100台分以上の駐車場を設置する必要があります。</p>						

番 号	陳情第74号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（交通部交通政策課）						
<p>本市では、堺市公共交通検討会議のとりまとめにおいて、人と環境にやさしく、まちの活性化を支える公共交通の構築をめざしており、阪堺線につきましては、国の補助も活用しながら自立再生に向けた支援を実施しているところです。</p> <p>支援内容としましては、年間2億円を上限とする利用者拡大策及び施設の保安・保守への補助、ならびに、国費を含め10年間で約30億円を上限とする施設の高度化及び老朽化対策への補助で構成されており、平成32年9月には10年間にわたる支援が完了する予定です。</p> <p>なお、支援完了後については、路線バスなど一般の公共交通機関と同様に、事業者負担を前提とする国の補助制度と協調していきたいと考えております。</p> <p>引き続き、事業者の更なる努力を促しながら、阪堺線堺市内区間の自立・再生ならびに市全体への効果の波及をめざしてまいります。、</p>						

番 号	陳情第74号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第12項（公園緑地部公園緑地整備課）

原池公園では、現在、野球場の整備を進めており、公園来訪者に必要な駐車台数を確保しております。

原山公園についても、必要台数を確保しており、夏場のプール運営時における対応として、駐車場を駅周辺に分散し、駐車台数を確保してまいります。

大浜公園についても、大浜体育館建替えを進めており、公園来訪者に必要な駐車台数を確保しております。

番 号	陳情第74号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（総務部学務課・学校管理部施設課・学校教育部）						
<p>大阪北部地震発生後、市立各小・中学校において通学路に面した倒壊等の危険性があるブロック塀について調査を行いました。その結果、通学路に危険箇所があるときは、児童生徒や保護者に注意喚起するとともに、通学路を変更するなどの対策を行っております。</p> <p>学校施設の耐震化については、これまで安全・安心で良好な教育環境の確保に向けて計画的に取り組み、平成26年度に施工を完了しております。</p> <p>また、大阪府北部地震の発生を受け、ブロック塀が存在する87の学校園について安全点検を実施し、ひび割れ等劣化があったものや、現行の基準に適合していないおそれがある80校園のブロック塀の撤去に取り組んでいます。</p> <p>今後も安全・安心で良好な学校施設の環境整備に取り組んでいくとともに、子どもの安全を最優先に考えた危機管理体制の構築に向け、各学校園における危機管理体制の再チェックや危機管理意識の向上に努めてまいります。</p>						
第14項（学校教育部生徒指導課）						
<p>少年非行の問題に対し、今後も行政はもとより、学校、家庭や地域、関係機関等が連携し、非行防止への意識を高めるとともに、安全で安心して生活できる社会づくりを推進してまいります。</p>						
第15項（学校教育部学校指導課）						
<p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しております。また、チャレンジテストは、大阪府の中学生を対象とし実施されている調査のため、全国の平均正答率は算出されません。</p> <p>なお本市では、小学3～6年生を対象に市独自の「教科に関する調査」と「学習・生活習慣に関する調査」を実施しております。中学2年生につきましては、「教科に関する調査」を行うことは検討しておりません。</p>						
第16項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>平成30年5月1日現在における待機児童はございません。</p>						

番 号	陳情第75号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		

第1項（企画部）（健康福祉局健康部精神保健課）

カジノを含む総合型リゾート（IR）は、国際会議場や展示場等のMICE施設はじめ、宿泊施設、商業施設、劇場等のエンターテイメント施設などが一体となった複合集客施設ですが、本年7月、IRを設置・運営できるようにする「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立しました。

IRは、国際観光拠点として、国内外から多くの集客が期待され、地域の観光振興、経済成長などに寄与することが期待されている一方で、ギャンブル依存症や治安悪化などの課題も指摘されているところです。

今後、国において、IRの設置・運営に係る政省令等が制定され、同法公布後2年以内に国が策定・公表する「基本方針」を踏まえ、誘致の意思のある自治体が「実施方針」を策定・公表のうえ、民間事業者との「区域整備計画」の共同作成・認定申請を行うこととなっており、本市としましては、今後もこれらの動向を注視してまいります。

番 号	陳情第 75 号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（行政部情報化推進課）						
<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」という。）やマイナンバーを利用する各事務制度の根拠法の政省令などにより、各窓口に提出される申告書や届出書等の書類にマイナンバー・法人番号を記載することが義務付けられる手続きにおいても、記載されないことにより申告書を不受理とすることは定められていません。</p> <p>窓口での対応としましては、申請書などにマイナンバーを記載することが各制度における法的な義務がある場合においてはその旨を説明し、記載を求めます。それでも記載がない場合は、マイナンバー法第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などによりマイナンバーを確認することとなります。</p>						
第3項（人事部人材開発課）（財政局契約部調達課）						
<p>日本国憲法には、公務員は全体の奉仕者であると規定されています。堺市職員としてこのことを念頭に市政や業務にあたることは当然のことであると認識しており、公務員倫理研修を通じてその徹底を図っています。さらに、憲法に定める国民の権利や義務を十分に踏まえたうえで、日々の業務にあたるよう法律研修や人権研修も実施しています。今後も引き続き職員研修の充実により、日本国憲法への理解を深め、市政や業務に活かせるよう努めてまいります。</p> <p>また、本市が発注する委託契約については、受託者に対しまして、業務委託契約書のなかで、日本国の法令遵守を規定しているところであり、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ってまいります。</p>						

番 号	陳情第75号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（契約部契約課）（上下水道局総務部経理課）						
<p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件において、規模や難易度等によつては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。</p> <p>このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、公共工事における地産地消という目的を充足することができるものと考えます。</p> <p>今後も、引き続きよりよい制度の運用に努めていきます。</p>						
第5項（税務部税制課）						
<p>消費税率（国・地方）は、平成28年11月18日に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が成立し、来年10月1日に10%へ引き上げられる予定です。</p> <p>消費税率引上げによる增收分は、社会保障・税一体改革により、子育て、医療、介護、年金などの社会保障の充実に充てられます。平成29年10月の衆議院議員選挙以降、安倍総理大臣は消費税率引上げと併せ、幼児教育を無償化すると発言しています。また、第195回国会における平成29年11月17日の所信表明演説においても、消費税増税分の使い道を見直し、子育て世代、子どもたちに大胆に投資していく旨表明しています。</p> <p>地方消費税は都道府県税ですが、その収税の2分の1は市町村に交付されており、本市においても貴重な財源となっています。このような趣旨を踏まえると、本市から反対の意見を申し入れるべき内容ではないと考えております。</p>						
第6項（税務部税制課）						
<p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>青色申告書を提出した場合は、所得税法第57条に基づき、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。</p> <p>所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えております。</p>						

番 号	陳情第75号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（危機管理室危機管理課）（産業振興局商工労働部ものづくり支援課）						
<p>被災者支援に関しては、被災者生活再建支援法に基づき、広域的な均衡ある復興の観点から、国による支援が行われます。本市でも被害の状況に応じ、市税や国民健康保険料、介護保険料などの減免や徴収猶予、みなしつ仮設住宅の提供等を実施します。また、災害救助法が適用されない場合においても本市独自の「堺市応急救助要綱」に基づき、住家の全半壊被害を受けた方に対し、見舞金の支給制度があります。</p>						
<p>本年の台風21号では、本市をはじめ大阪府や堺市社会福祉協議会やその他支援団体等による各種支援メニューについても一覧にして堺市ホームページや区役所窓口におけるチラシなどでお知らせしています。さらに、大阪府独自の生活再建支援制度の支援が、今後創設・実施される予定であり、広く周知を図ります。</p>						
<p>また、台風21号により被害を受けた中小企業者に対しては、相談窓口を設け、資金繰り等に関する相談を受け付けるとともに、セーフティネット保証4号の認定業務も行っております。併せて、相談窓口では、大阪府が実施する台風21号対策資金の案内も行う等、台風被害を受けた中小企業者の円滑な資金調達に向け、取り組んでいるところです。</p>						
<p>本市の被災者支援については、国、都道府県、市の役割分担のもと、連携を図り、取組を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第75号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第8項（生活福祉部国民健康保険課）

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大坂府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。

さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求ること」との意見の趣旨を踏まえ、新制度における運用状況等を検証しつつ、必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。

なお、大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、平成30年度の本市保険料率は、独自の激変緩和措置により、平成29年度とほぼ同水準となっています。平成31年度以降の保険料水準についても、堺市国民健康保険運営協議会への諮問・答申を踏まえて、基金からの繰入れを行うことなどにより、急激な負担増が生じることのないよう対応してまいります。

第9項（生活福祉部国民健康保険課）

国民健康保険料については、世帯の所得及び人数等に応じて賦課しているところであり、一定額以下の所得の世帯については、保険料の軽減を行っています。さらに、災害・失業等により生活が著しく困難となった世帯に対して減免制度を設け、申請により保険料の減免を行っています。換価の猶予申請書は、申し出があった際にご利用いただけるよう、区役所窓口に備えています。延滞金については、災害による損害、事業の休廃止・失業など、堺市国民健康保険条例施行規則に定める一定の要件に該当し、延滞金の納付が困難であると認められるときは、申請により減免を行っています。なお、保険料及び一部負担金の減免については、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。

資格証明書及び短期被保険者証については、法令の規定に基づいて適正に発行していますが、機械的な一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

番 号	陳情第75号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスターplan（平成23年3月策定）」に施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。併せて、堺市ホームページのほか「中小企業経営支援ガイドブック」の配布や「中小企業のための支援制度説明会」の実施により、各種施策の周知を図っています。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
第11項（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）						
<p>本市において家族経営などの小規模企業は、市内全事業所のうち約7割を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>そこで本市では、小規模企業に対し、各種経営相談や大阪府との連携による無担保融資の実施など、きめ細かな支援を講じております。さらに、今年度からは、「事業承継支援事業」を開始し、将来的な事業承継に向けた準備を促すためのセミナー・個別相談会を開催することで、スムーズな事業承継を促し、市内企業の持続的な経営の実現をめざしております。</p> <p>また、生産性向上特別措置法に基づき、一定の要件を満たした場合、導入した先端設備の固定資産税が3年間ゼロになる等の特例措置がある「先端設備等導入計画」の認定を平成30年6月28日より開始しています。</p> <p>認定の対象者は個人事業主を含む中小企業者で、業種の指定がなく、幅広い事業者が利用できます。また、認定を受けた事業者は、ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の補助率の優遇や優先採択を受けることができます。</p> <p>本制度は、先端設備等の導入により生産性の向上をめざす事業者の方に広く活用いただいている状況であり、平成30年10月31日現在、130件の認定件数となっています。</p> <p>今後とも小規模企業の持続的な発展に向けて、振興施策の強化に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第75号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項（商工労働部産業政策課）						
<p>小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度について、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>引き続き、積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいります。</p>						
第13項（商工労働部商業流通課）（建築都市局都市計画部都市計画課）						
<p>本市では、集約型都市構造の形成に向け、無秩序な市街地拡大の抑制や地域地区の指定等による、住居・商業・工業などの市街地の計画的な土地利用を図るとともに、都市の核となる拠点を中心とした都市整備、都市機能集積を進めているところです。</p> <p>大規模小売店舗の出店にあたっては、大規模小売店舗立地法に基づくことが必要となっております。その内容としては、大規模小売店舗周辺地域の生活環境保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲において配慮を求めております。加えて、大規模小売店舗には、需給調整や合理的でない過度な負担を求めてはいけないとされております。</p> <p>一方、国では、出退店時の対応などについては、大規模小売店舗の社会的責任として、自主的な取り組みを促すこととしております。本市では、大規模小売店舗による自主的な取り組みを促進していく観点から、雇用面などの地域経済活性化協力や店舗撤退時の対策などについて地域貢献活動計画書での記載を求め、その内容は、堺市ホームページに掲載しております。</p>						

番 号	陳情第75号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第14項（総務部学務課） 就学援助につきましては、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準及び支給内容で実施しているところですので、ご理解のほどお願いいたします。			

番 号	陳情第76号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第1項（人事部人事課）

多様化する行政ニーズに的確に対応し、本市が将来にわたり持続的な発展を遂げていくためには、選択と集中の観点から施策・事業の不断の見直しを行い、経営資源である要員を最適配分する要員管理の推進が不可欠であり、平成24年3月に策定した「堺市要員管理方針」に基づき、これまでも計画的に取組みを進めてきたところです。

今後とも、要員管理の適正化にあたっては、少数精銳のもと費用対効果の高い行政運営をめざしてまいります。そのために、市民の視点に立って改めて事務事業を点検し、民で行うに適したもののは民に任せ、市が行うべきものは職務の内容を考慮し、多様な任用形態を合理的に組み合わせながら市民生活、市民サービスの低下を招くことのないよう、適切な人員配置を講じてまいります。

番 号	陳情第76号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（契約部契約課）（上下水道局総務部経理課）						
工事等の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、分離分割発注を推進するとともに、市内業者への優先発注を実施しています。						
予定価格250万円超の工事の発注においては、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内業者の入札参加機会の確保を図っています。						
また、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内業者へ発注するように文書で依頼を行っています。						
さらに、元請業者から市内業者への下請と資材発注を促進するため、総合評価落札方式の評価項目として「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内中小企業の保護・育成に努めているところです。						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項 (1) ① (生活福祉部国民健康保険課)						
<p>平成30年度の国保制度改革に伴い、大阪府は、改正国保法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、保険料率の統一などを定めました。ただし、平成30年度から35年度までの6年間は、各市町村による独自の激変緩和措置の実施が認められています。</p> <p>平成30年度の本市保険料率については、統一保険料率を導入しつつ、独自の激変緩和措置により、平成29年度とほぼ同水準としました。</p> <p>平成31年度以降の保険料水準についても、堺市国民健康保険運営協議会への諮問・答申を踏まえて、基金からの繰入れを行うことなどにより、急激な負担増が生じることのないよう対応してまいります。</p> <p>なお、一般会計からの法定外繰入れについては、国民健康保険に加入していない市民に対して、法律に基づかない負担を強いることになるため、保険制度としての持続可能性、負担の公平性の観点から、基本的には不適切なものと考えられています。そのため、決算補填や保険料引き下げの目的で法定外繰入れを実施してきた市町村に対しては、国から計画的、段階的な解消が求められているところです。</p>						
第3項 (1) ② (生活福祉部国民健康保険課)						
<p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行にあたっては機械的に一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p>						
第3項 (1) ③ (生活福祉部国民健康保険課)						
<p>一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>市民への周知については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載とともに、区役所窓口でも丁寧に制度説明を行うよう努めています。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（1）④（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対して、滞納処分を行うことになります。</p> <p>なお、滞納処分に至るまでには被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>保険料の未納は、負担の公平の原則から好ましいものではなく、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、高額療養費や葬祭費の給付申請時等に、説明のうえ滞納保険料に充当していただくようお願いしています。</p>						
第3項（1）⑤（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められることを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p>						
第3項（1）⑥（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>傷病手当制度については、医療保険制度間の給付の公平を図るとの見地から、国において統一的に実施されることが望ましいと考えています。</p>						
第3項（1）⑦（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>保険料を納期限後に納付した場合は、堺市国民健康保険条例に基づいて、納期限の翌日から納付日までの期間に応じて計算された延滞金が加算されます。延滞金を納付せずにいると、催告を行い、催告後も納付が確認できなければ、財産の差押えなどの滞納処分を行う場合があります。</p> <p>ただし、災害による損害、事業の休廃止・失業など、堺市国民健康保険条例施行規則に定める一定の要件に該当し、延滞金の納付が困難であると認められるときは、申請により延滞金の減免が受けられる場合があります。そのため、保険料を滞納されている被保険者の皆様には、まずは早い段階で区役所保険年金課窓口へ、納付相談にお越しいただくようご案内しているところです。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第3項（2）①（生活福祉部国民健康保険課）

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。

本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大坂府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。

さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求ること」との意見の趣旨を踏まえ、新制度における運用状況等を検証しつつ、必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。

第3項（2）②（生活福祉部国民健康保険課）

平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化（広域化）に伴い、毎年約1,700億円の公費拡充が行われることとなっていますが、国民健康保険制度の財政基盤は依然として脆弱で不安定であるため、本市としては、更なる公費拡充によって、国保制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しているところです。

第3項（2）③（生活福祉部国民健康保険課）

国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行にあたっては機械的に一律の取り扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。

第3項（2）④（生活福祉部国民健康保険課）

70歳から74歳までの方（現役並み所得者は除く）の医療費の一部負担金割合については、法律上2割であるところ、平成20年度以降、国の軽減特例措置により1割とされていましたが、平成26年4月1日から国の制度見直しにより本来の2割に変更されました。

ただし、激変を緩和して円滑に制度を変更するため、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えていた方（誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方）については、引き続き軽減特例措置の対象として1割のままでし、平成26年4月2日以降に新たに70歳を迎えた方から段階的に2割負担に移行することになっています。

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（2）⑤（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>保険者（市町村、都道府県）ごとの実績や取組状況に応じて財政支援が行われる保険者努力支援制度の評価指標のひとつとして、収納率向上の取組についての項目が定められていますが、本市においては、さまざまな取組の結果、平成22年度から平成29年度まで8年連続で保険料収納率を向上させることができました。また、未収金の総額も11年連続で減少させるなど、国保財政の健全運営に努めているところです。</p> <p>今後も、被保険者の納付資力の見極めをしっかりと行い、徴収可能な保険料を確実に納めていただけるように対策を進めてまいります。</p>						
第4項（1）①（長寿社会部介護保険課）						
<p>本市におきましては、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。これにつきましては、平成30年度から収入要件を1人世帯では120万円以下から150万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p>						
第4項（1）②（長寿社会部介護保険課）						
<p>収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しておりますが、その運用に際し、資産調査を行うことは、保険料負担の公平性の観点から必要と考えています。</p>						
第4項（1）③（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険制度では、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料の負担割合が定められており、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うこととなります。</p> <p>したがって、本市としましては、平成27年度に設けられた国・地方の公費を繰り入れて低所得者の保険料を軽減できる仕組みの枠外で一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（1）④（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがこれまでおり、本市においては、所得に応じたきめ細かな16段階の保険料設定としています。</p> <p>保険料設定については、国に対して本人の所得のみにより算定することなどを要望しています。</p>						
第4項（1）⑤（長寿社会部介護事業者課）						
<p>本市では、現在、第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）に基づき、介護保険施設等の施設整備を進めております。特別養護老人ホームについては、待機者の状況等を勘案しながら、できるだけ住みなれた地域で過ごしていただけるよう整備に努めてまいります。</p> <p>また、グループホームについては、現在、すべての日常生活圏域（市内21か所）に整備されていますが、認知症高齢者の状況等を鑑みて整備を考えてまいります。</p>						
第4項（1）⑥（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、低所得者の方において居住費・食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、低所得者の負担軽減を図っています。</p>						
第4項（2）①（長寿社会部介護保険課）						
<p>低所得者の保険料・利用料については、かねてより国に対して、所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど必要な措置を講じること、公費投入による低所得者の保険料軽減策のほかに、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じることを要望しています。</p>						
第4項（3）①（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険財政安定化基金は、市町村が通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納や予想を上回る給付費の伸びによる保険財政の不足に対応するため、介護保険法第147条の規定により都道府県において設置されているものです。</p>						
第5項（1）①（生活福祉部医療年金課）						
<p>本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源のなかにあっては、ご要望の制度化は困難な状況にありますので、ご理解をお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項 (1) ② (生活福祉部医療年金課)						
<p>本市の子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、府内で初めて入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。</p> <p>市民の方からさらなる拡充へ多くの声をいただいていることから、「子育てしやすいまち日本一」をめざすための重点施策として、平成31年4月から、対象を高校卒業（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までに拡充いたします。</p> <p>なお、一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。</p> <p>平成18年7月診療分からは、月額上限額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいております。</p> <p>また、平成30年4月診療分からは、月額上限額を超えた際に、対象者へ還付手続きをご案内のうえ口座登録をしていただき、以後、2,500円を超えた分を自動償還することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
第5項 (1) ③ (健康部保健所保健医療課)						
<p>平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、「難病法」という。）が施行され、新たな難病医療費助成として特定医療費制度が創設されました。国では、難病とは、（1）発病の機構が明らかでなく、（2）治療方法が確立していない、（3）希少な疾病であって、（4）長期の療養を必要とするものとされ、さらに特定医療費の支給対象となる指定難病は、患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しないこと、客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が確立していることとされており、厚生労働大臣が指定しています。対象疾病は段階的に拡大されており、現在、平成27年1月適用の第1次実施分110疾病、同年7月適用の第2次実施分196疾病、平成29年4月適用の実施分24疾病、平成30年4月適用の実施分1疾病の計331疾病が指定されています。</p> <p>さらに、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会において難病医療費助成制度の追加疾病の検討が進められています。</p> <p>また、難病法に基づく公平かつ安定的な医療費助成の仕組みとして、患者の自己負担の割合及び患者等の所得に応じた自己負担上限額が定められており、高額な医療を長期に継続している方への負担軽減等が図られています。</p> <p>本市としましては、難病患者の方が安心して医療費助成を受けられる様、今後も引き続き国の動きを注視しつつ対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（1）④（生活福祉部医療年金課）						
<p>ひとり親家庭医療の対象者については、平成16年11月の大阪府福祉医療費助成制度改正により、18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童に拡充されております。</p> <p>所得制限につきましては、大阪府市長会を通じ大阪府へ所得制限を引き上げるよう要望しております。</p>						
第5項（1）⑤（生活福祉部医療年金課）						
<p>入院時食事療養費の標準負担額につきましては、各健康保険制度のなかで、低所得者の食事療養費の標準負担額を減額できる軽減措置があり、一定の負担軽減が講じられておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
第5項（2）（生活福祉部医療年金課）						
<p>大阪府の福祉医療費助成制度は、平成16年11月から、今後とも持続可能な制度としていくことを志向するなかで、子育て支援・ひとり親家庭への自立支援の観点から対象者の拡充を図るとともに、世代間負担の公平性の確保、高齢障害者など医療の重要度の高い方への重点化や受益と負担の適正化を図るため、無理のない範囲での一定の負担をいただくなどの見直しがなされました。</p> <p>平成18年7月診療分からは、月額上限額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいております。</p>						
<p>なお、大阪府では持続可能な制度とするため、平成30年4月に福祉医療費助成制度の再構築を行いました。この改正により、平成30年4月診療分から、重度障害者医療費助成制度・老人医療費助成制度の一部自己負担額の月額上限額が3,000円に変更されましたが、月額上限額を超えた際に、対象者へ還付手続きをご案内のうえ口座登録をしていただき、以後、月額上限額を超えた分を自動償還することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
第6項（1）（健康部健康医療推進課）						
<p>ハイリスク分娩など命に係わる危険性があり、かかりつけ医では対応できない妊婦の方に対しての夜間・休日診療については、大阪府、大阪市と共同して大阪府周産期医療体制整備事業を実施しており、この事業の中で府内の病院に救急搬送を受け入れてもらう体制を確保しています。</p> <p>小児科の夜間・休日の医療体制については、堺市の外郭団体である（公財）堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営し、一年を通じて休日・夜間の小児初期診療を行っています。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（2）（健康部健康医療推進課）						
<p>特定健康診査は「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診で、メタボリックシンドロームに着目して検査項目を特定し、医療保険者が40歳から74歳の被保険者とその被扶養者を対象として、毎年度計画的に実施することとなっております。</p> <p>本市では堺市国民健康保険の医療保険者として「高齢者の医療の確保に関する法律」及び同法施行規則等に基づいた特定健康診査を実施しております。</p> <p>また、特定健康診査以外にも市民の健康保持・増進を図るため、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、胃がんリスク検査（ピロリ菌の有無及びペプシノゲンの測定）、前立腺がん検査、骨粗しょう症予防検診を実施しております。</p> <p>各種がん検診の自己負担金については、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間をがん検診受診促進強化期間として、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の5つのがん検診の無償化を実施しています。無償化と合わせてこれまで以上に予防と検診の重要性に関する啓発を集中的に行うことで、がん検診の受診を促進するとともに、早期発見、早期治療につなげたいと考えております。</p>						
第6項（3）（健康部健康医療推進課）						
<p>本市では、女性特有のがんを早期に発見し健康保持を図るため、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて子宮がん検診、乳がん検診を実施しております。</p> <p>この指針は、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について地方自治体に示したものです。</p> <p>平成16年4月に「がん検診に関する検討会（厚生労働省）」の報告結果により、指針が一部改正され、子宮がん検診においては検診の対象を30歳以上毎年から20歳以上隔年に受診間隔を変更しても有効性が十分保たれること及び「総合的に判断すると、2年に1度とすることが妥当である。」との検討結果から、また乳がん検診においては30歳以上毎年の視触診から40歳以上隔年の視触診とマンモグラフィの検査に変更をしても死亡率減少効果があるとする十分な研究評価がなされていること及び「マンモグラフィと視触診の併用による検診の適正な間隔は、2年に1度である。」という検討結果から隔年の受診間隔となっております。</p> <p>また、自己負担金につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間をがん検診受診促進強化期間として、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診の5つのがん検診の無償化を実施しています。無償化と合わせてこれまで以上に予防と検診の重要性に関する啓発を集中的に行うことで、がん検診の受診を促進するとともに、早期発見、早期治療につなげたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（4）（健康部保健所感染症対策課）						
<p>予防接種法に基づく定期接種については、同法に「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより実費を徴収することができる」とされていますが、主に感染症のまん延防止を目的としたA類疾病（百日咳、ジフテリア、破傷風、麻疹、風疹など）の予防接種はすべて無料で実施しております。一方、主に個人の発病又はその重篤化を防止することを目的としたB類疾病（インフルエンザ・肺炎球菌）の予防接種につきましては、受益者負担の観点からワクチン代相当（インフルエンザ1, 500円、肺炎球菌4, 000円）として、自己負担金を徴収し、実施しています。</p>						
<p>ただし、対象者のうち生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方につきましては、接種控えに繋がらないよう自己負担金を免除しております。</p>						
<p>また、定期接種以外の任意の予防接種については、個人の判断と自己負担により接種いただいており、国においては、それらのワクチンについて有効性、安全性及び費用対効果等の評価を行い、定期接種への位置づけが検討されているところです。</p>						
<p>本市といたしましては、厳しい財政状況の中にあることや受益者負担のあり方に鑑み、市がすべての予防接種に対し公費負担をすることは困難であり、現行の制度を持続可能なものとすることが重要であると考えます。</p>						
<p>今後、国において定期接種対象の拡大などが実施された場合においても、新たに生じる公費負担や市の財政状況などを勘案し、保健衛生施策全般として、総合的に判断していくものと考えます。</p>						
第7項（1）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>国は、年末の特別需要については、生活保護制度の期末一時扶助で対応していると判断しております。</p>						
<p>さらに、夏期については年末に比較して支給する特段の需要はないという判断から、国は制度として保障していない状況となっております。</p>						
<p>このため、本市としては、国に対し夏期一時扶助の創設について、これまで同様に伝えてまいります。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（2）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>堺市小口更生資金貸付制度は、一時的に生活に困窮した世帯に対し、世帯の更生を図っていただくことを目的に25万円を限度として必要額をお貸しする貸付制度です。償還については、2か月据え置き後、貸付の金額によって20か月から25か月の間に元利均等償還をしていただいております。</p> <p>また、国においては、低所得者や失業者等の生活再建に向けたセーフティネットの強化策のひとつとして、生活費及び一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金など生活福祉資金貸付制度の内容が拡充され、制度の利用が進んでいるところです。</p>						
第7項（3）（長寿社会部長寿支援課）						
<p>現在、大阪府生活福祉資金（福祉資金）の一環として、低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の方で、居住する住宅を増築、改築、拡張、補修又は保全をする場合等に必要な経費の貸付を行っています。貸付上限額は250万円であり、貸付期間が終了してから6か月の据え置き後、7年以内に償還することになっています。</p> <p>なお、従前は、連帯保証人が必要で年3パーセントの利子でしたが、平成21年10月から貸付条件が緩和され、連帯保証人を1名設定できる方は無利子、設定できない方は1.5パーセントの利子とし、据え置き期間についても従前の3か月から6か月へ拡充しています。（65歳以上の方が借受を希望される場合は、連帯保証人の設定が必要です。）</p> <p>この事業は、大阪府社会福祉協議会が大阪府の補助を受け実施している事業であり、堺市内の申込窓口は、堺市社会福祉協議会となっています。</p> <p>ご要望の趣旨については、大阪府に伝えてまいります。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（1）（障害福祉部障害者支援課・長寿社会部長寿支援課）						
<p>(公社) 堺市シルバーパートナーシップでは、健康で働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、就業を通じて自己の就労能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の拡大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、臨時的、短期的又は軽易な仕事を個人家庭、民間事業所、公共団体等などから引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しています。</p> <p>また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供等の事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、受託業務の受注量の増加に向けて、努めています。</p> <p>障害者の働く場の確保など就労への支援については、障害者の就労支援の専門機関として、堺市障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら、就業に向けての基礎訓練、就業準備訓練、職場定着支援等を行っているところです。また、一般就労が困難な方に働く場を提供する就労継続支援事業所については、年々、増えています。</p>						
第8項（2）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>従前の作業所については、現在は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所としてサービスが提供されており、その経費は、利用者負担を除き、同法の定めによる自立支援給付費で賄われております。その財源構成は、国1／2、都道府県1／4、市町村1／4となっております。</p> <p>なお、自立支援給付費については、国において定期的に見直しが行われているところです。</p>						
第8項（3）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>本市では、限られた財源をより有効に活用しながら、効率的に市民サービスを実施すべく、従来の個人給付施策から自立支援施策へと施策転換を進めてきており、個人への補助制度は現在のところ考えておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>なお、現行の生活介護や就労継続支援などの通所サービスを行う事業所に対して、障害福祉サービスへの事業報酬として、送迎加算が設けられているところです。</p>						
第8項（4）（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害者支援課）						
<p>障害者給付金及び敬老祝金給付事業については、当初の障害者や高齢者に対する激励・補完といった役割を一定果たしたものと判断しているところです。</p> <p>限られた財源の中で優先順位をつけて各施策を実施しており、現在のところ、制度を元に戻すことは困難と考えておりますので、ご理解ください。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（5）（長寿社会部地域包括ケア推進課）						
<p>平成28年4月以降に設置した緊急通報装置のペンダントは、防水性のあるペンダントとなっておりますが、それ以前に設置したものには防水性はございません。防水性のないペンダントであっても、ビニールパック等に入れていただければ入浴中にもご使用いただけますので、ご理解のほどお願いします。</p>						
第8項（6）（障害福祉部障害者支援課・長寿社会部地域包括ケア推進課）						
<p>高齢者のみを対象としたタクシー利用助成制度はありませんが、重度障害者福祉タクシー利用助成制度があります。この制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図ることを目的としているため、移動手段であるタクシーの初乗り運賃に対して助成を行っています。本市の財源に限りがあるなか、現在のところ利用枚数の拡大等については考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため、外出支援サービス事業について、今後も国に財政措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p>						
第8項（7）（生活福祉部医療年金課）						
<p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p>						
<p>本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（1）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>本市助産施設につきましては、産科医療機関等が減少する中、市内4医療機関が実施しております、また、近隣市の助産施設においても実施しております。</p> <p>また、本市の助産制度では、国基準に加えて、各施設で個別に設定されている入通院に係る経費においても原則、対象としております。</p>						
第9項（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>入院助産の認定手続きにつきましては、児童福祉法上、経済的な事情により出産が困難な妊娠婦を対象としていることから、申請者（妊娠婦または扶養義務者）の現況の確認を行う必要があるため、母子健康手帳及び健康保険証の写しの提出、所得についてはマイナンバーによる確認や課税証明書の提出により手続しております。</p>						
第9項（3）（子育て支援部幼保推進課）						
<p>待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきました。</p> <p>このような中、今年度、5歳児から段階的に実施していく第2子の保育料無償化や、国が2019年10月からの実施を予定している幼児教育・保育の無償化なども相まって、保育ニーズは更に上昇すると考えており、今後4年間で過去最大規模の3,600人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。</p> <p>なお、受け入れ枠の整備にあたっては、これまでのように、土地の確保から整備までの全てを事業者側にお願いするだけでなく、市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用しながら、0歳児や待機児童の8割以上を占める1・2歳児を中心に取り組み、待機児童の解消をめざしてまいります。</p>						
第9項（4）（子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>緊急一時保育につきましては、通常保育に支障がない範囲で、すでに認定こども園や保育所の全施設で実施しております。</p> <p>病児保育事業につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画において、平成29年度までに5か所の施設を設置することとしておりました。平成29年3月に5か所目となる病児保育施設を設置し計画数の5か所を達成しました。また、平成30年3月から、市内全域をカバーする訪問型病児保育事業を実施しております。今後とも、病児保育事業の充実に努めてまいります。</p>						

番号	陳情第76号	所管局	産業振興局			
件名	行政にかかる諸問題について					
第10項（1）（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）						
市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。						
小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスターplan（平成23年3月策定）」に施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）」において具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。						
また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。						
今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。						
第10項（2）（商工労働部雇用推進課）						
さかいJOBステーションは、働く意欲がある、15歳から39歳までの若年者と全年齢の女性を対象に、堺市が設置・運営する就職支援施設です。会員専用の堺ハローワークコーナーを併設し、求職者に対し、職業相談から職業紹介まで総合的な職業支援を実施しています。平成30年度からは、求職者の利便性の向上のため、フリーダイヤルを導入しています。						
また、公益財団法人堺市就労支援協会、JOBステーション南サテライトでは、ハローワーク求人情報のオンライン提供を受けております。同協会では無料職業紹介も行っており、既述のさかいJOBステーションと同様に、平成30年度から、求職者の利便性の向上のため、フリーダイヤルを導入するとともに、職業能力開発講座の無料化を実施しているところです。						
今後も引き続き、ハローワーク堺等関係機関との連携をとりながら、個別の状況に応じたきめ細かな就労相談をはじめ、より効果的な職業能力開発講座の検討及び実施、合同企業面接会・説明会の開催等の支援を行ってまいります。						

番 号	陳情第76号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項(3)①(商工労働部ものづくり支援課)						
<p>地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大と後継者育成への支援が重要であり振興施策として、各産地組合の販路拡大や後継者育成の取り組みなどに対して補助金を交付し、産地組合と連携して振興に努めております。また、昨年度に続き、販路拡大に向けた取り組みとして堺産品の商品改良や首都圏での販路開拓支援を行っています。さらに、職人の高齢化や後継者難への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対し補助金による支援のほか、今年度は、本市伝統産業である注染の職人養成にも業界団体と取り組んでいます。さらに、周辺住環境との調和、見学者の受け入れのために事業所を整備する費用の補助制度により、操業の安定化に努めているところです。</p> <p>また、市民をはじめとする多くの方々に堺の地場産業・伝統産業に潜む技術と魅力を知っていただくため、卓越した技能を持つ職人を堺市ものづくりマイスターとして認定し、そのマイスターによる学校や地域での実演、体験を交えた講座を実施しております。あわせて、堺伝統産業会館においても、体験・学習・展示コーナーの設置や、ものづくり実演・体験などのイベントを随時実施するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高める取り組みを行っているところです。</p> <p>今後とも地場産業・伝統産業の現況と課題を把握しながら、振興施策の強化に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項(3)②(商工労働部ものづくり支援課)						
<p>本市では、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、(公財)堺市産業振興センターを保証機関とする制度融資を実施しており、多様な融資メニューを設けています。新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または事業開始後6か月未満の方の資金需要に応えるため「堺市創業者支援資金融資」を実施し、創業の際必要な運転資金や設備資金の融資を行っています。また、市内中小企業者の設備投資等の資金需要に対応する制度として、「中小企業活力強化資金融資」を実施しておりますが、今年度からは対象業種を全業種に広げ、より利用しやすい制度となるよう見直したところです。両制度は、市が信用保証料を全額負担しており、前向きな経営を推進する中小企業者にとって利用しやすいものと考えております。</p>						
<p>また、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するために、「堺市経営安定特別資金融資」を実施しております。本制度は、売上高が減少している場合等に利用できるセーフティネット融資としての側面を備えており、数多くの中小企業者の方からご利用いただいております。</p>						
<p>このほか、(公財)堺市産業振興センター保証融資とは別に、大阪信用保証協会を保証機関とする制度融資も実施しております。当該保証融資では、従前から実施しております小規模企業者を対象とする「堺市中小企業振興資金融資(無担保)」に加え、今年度新たに設備投資資金向け融資「堺市中小企業設備投資応援資金融資」を創設しました。両制度とも、無担保で融資ができる制度であり、事業者にとって利用しやすい制度になっております。</p>						
<p>なお、国や府に対しましても、大阪府市長会を通じて、中小企業者にとって利用しやすい融資制度になるよう融資利率の引き下げや条件の緩和、保証制度の新設、運用を要望しています。</p>						
<p>今後とも中小企業を取り巻く経済情勢と企業の経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（交通部公共交通課）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課・障害福祉部障害施策推進課）						
<p>おでかけ応援制度は、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートした制度であり、その後、平成25年度から公共交通の利用促進という観点を踏まえ、利用対象日の拡充を図ってきております。</p> <p>増大する高齢者の利用が路線バス網の維持確保に大きく貢献している現状を考慮し、おでかけ応援バスの利用対象者については、現在も制度開始時の「65歳以上の高齢者」であることを継承しております。</p> <p>生活保護受給者の日常生活における交通費につきましては、現行制度上は、日常生活の需要に含まれるものとみなされております。</p> <p>なお、通院や求職活動等のための交通費につきましては、支給対象となる場合がありますが、支給のための要件もありますので、具体に必要な場合には事前にご相談ください。</p> <p>障害者世帯への拡大については、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いしているところです。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第12項（経営企画室）

本市の水道料金につきましては、直近では、平成21年8月と平成22年10月の二度にわたり水道料金の引下げを実施しております。今後、施設の老朽化対策や耐震化など、市民生活の安全・安心を守る施策を着実に推進していくためには、一定の事業費が必要となります。また、人口減少や節水機器の普及により、水道料金収入は今後も緩やかに減少する見込みです。

こうした厳しい状況にありますが、平成30年4月に大阪広域水道企業団から堺市への受水費が引き下げられたことから、本市では、こうした負担減少分を「水道料金の再値下げ」につなげられるよう、検討を進めております。

下水道事業においても経営改善に取り組んだ結果、下水道ビジョン（改訂版）の計画期間内（平成28年度から平成32年度まで）は、浸水対策や施設の耐震化など、市民の安全・安心に必要な事業を行いつつ、経営の安定性を確保できる見込みとなつたため、平成29年10月1日に下水道使用料を引き下げております。

次に、ご要望の低所得者や生活保護世帯に対する水道料金並びに下水道使用料の軽減、免除制度の創設についてお答えします。

水道事業並びに下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としており、サービスの提供に要する経費負担をその受益者に求めるという受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性を図るとともに、財政の自主・自立を確保することで、効率的な事業運営をめざしております。

このように、独立採算制の下で経営を行う場合において、ご要望のように一部の方を対象とした水道料金並びに下水道使用料の軽減、免除制度を創設すれば、当該制度による減収分を、結果的に他の市民のみなさまに転嫁することとなるため、受益者負担の公平性の観点から適切でないと考えております。

従いまして、本市といたしましては、現在のところ軽減、免除制度の創設は考えておりません。今後とも、より安価に水道及び下水道をご利用していただけるように、更なる経営の効率化を図り、より一層の経費削減に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

番 号	陳情第76号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項（1）（学校教育部学校指導課）						
<p>教科用図書の採択に当たって、本市では、文部科学省からの通知や学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえて採択基本方針を策定し、その方針に基づいた調査研究を実施し、適正かつ公正に教科用図書を採択しております。</p> <p>また、入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱につきましては、学習指導要領に則って適切に実施するように指導しております。</p>						
第13項（2）①②③⑥（総務部学務課）						
<p>就学援助につきましては、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止され、市町村が独自に運営しています。本市におきましては、厳しい財政状況の中で就学援助施策の継続を図るため、現在の所得認定基準及び給付内容で実施しているところです。</p> <p>今後も引き続き、国に対し、就学援助費に係る財政措置の充実について要望してまいります。</p>						
第13項（2）④⑤（学校管理部保健給食課）						
<p>要保護及び準要保護の児童及び生徒に係る医療費の対象疾病について、児童及び生徒を取り巻く環境等の変化に応じたものに改善するよう国に要望しており、今後とも機会をとらえて国に要望してまいります。</p> <p>医療券につきましては、学校病に係る治療の途中において、医療券交付対象者外となる場合があるため、対象者であることを月ごとに確認の上、発行する必要がありますので、ご理解願います。</p>						
第13項（3）（学校管理部保健給食課）						
<p>小学校給食につきましては、単独調理場方式で行っております。</p> <p>中学校給食につきましては、家庭弁当・学校給食双方の利点を生かすため、民間調理場を活用したデリバリー方式による選択制給食を採用し、平成28年11月から全校において実施しております。</p> <p>栄養教諭等の配置につきましては、国に対し、引き続き要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項(4)(総務部学務課・学校管理部施設課)(建築都市局交通部公共交通課)						
<p>小中高等学校のエレベーターの設置状況につきましては、小学校21校、中学校13校、高等学校1校、支援学校2校の計37校に設置しております。今後も、基本的には、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、校舎の新築や改築に合わせて設置を行ってまいります。</p> <p>また、バリアフリーにつきましても、学校の整備事業に併せて実施しており、日常の維持管理業務の中においても取り組んでいるところです。通学路の対策につきましても、今後も関係課と連携し、取り組んでまいります。</p> <p>なお、鉄道駅のバリアフリーについては、エレベーター及びスロープ、多機能トイレ、視覚障害者誘導ブロックの整備について、連続立体交差事業中の2駅（南海本線諫訪ノ森駅、浜寺公園駅）を除く27駅において完了している状況です。</p>						

番 号	陳情第77号	所管局	市長公室
件 名	近畿大学医学部附属病院について		

第1項（ニュータウン地域再生室）

平成26年7月に大阪府、堺市、近畿大学の三者により締結した「泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定書」は、事業推進の目的と協力、大学等の設置等による地域への貢献など、主に基本的事項を定めたものであり、本協定書の締結により、目的達成に向けた具体的な検討、協議を開始したところです。その後、基本協定書に基づき、三者で具体的な検討、協議を行い、検討案を整理したうえで、住民の皆さんへご説明し、ご意見等をお聞きする中、施設配置の変更や建物の高さの抑制、交通対策、公園再整備などの検討案の変更等を行ってまいりました。

第2項（ニュータウン地域再生室）

平成23年3月に策定した「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン（初版）」では、今般、近畿大学医学部等の開設が予定されている田園公園を含むエリアを「教育・スポーツ交流ゾーン」として位置づけ、当初から学校教育機関の誘致や高齢者向けの健康づくりに取組む方針としており、「駅前地域に、大学等のキャンパス、学校教育機関、学生が集う交流センター等の誘致を進めていくべき」との方向性を示していたところです。

また、初版の同ビジョンに掲げる「（駅前地域の）眺める“みどり”、憩う“みどり”、遊ぶ“みどり”の存在は、他の駅前地域では望めない特徴」を継承したまちづくりを推進するため、三原台校区内の都市公園においては、健康遊具等の設置による機能向上や緑道の拡幅、照度向上など、利便性や魅力向上を図る再整備を行ってまいります。加えて、駅前地域においては、ビッグバン周辺地に新たな公園を開設することや、Park-PFI制度を活用した大蓮公園のさらなる活用に向けた取組等は、初版の同ビジョンに掲げる「駅前地域が、“みどり”により特徴づけられるセンターとなるよう、公園施設利用の弾力化による公園の魅力アップや、各施設間のネットワークの充実、公園や各施設を活用した健康づくりの促進」の取組を推進するものであり、駅前地域のみどりを特徴としたまちづくりを推進してまいります。

番 号	陳情第77号	所管局	健康福祉局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第3項（健康部健康医療推進課）						
<p>大規模災害発生時等に備え、医療救護活動訓練は必要と考えております。</p> <p>ヘリコプターの発着を伴う訓練を行う際には、飛行場以外の場所において航空機が離着陸を行うこと（場外離着陸）に関し、人の安全を確保する観点等から、国土交通大臣の許可を受けるものと考えております。</p>						
第4項（健康部健康医療推進課・保健所感染症対策課）						
<p>大阪府の作成した再編計画では、「感染性の検体の運搬そのものに潜む危険性を考慮すると」と記載されており、これは、附属病院と医学部を分離して設置することによるリスクです。病気の原因となる感染性のウイルス等に関して、病院では、医療法に基づき、感染症マニュアルの作成など感染症対策を講じております。これまでに病院の立地に伴う周辺地域での大規模な感染症の発生事例は報告されておりません。</p>						
第5項（健康部健康医療推進課）						
<p>平成26年7月に締結した協定において、「近畿大学は、予定区域へ大学等を設置した後も、引き続き南河内地域における基幹病院としての役割（とりわけ救急、小児、周産期医療等）を果たすとともに、地域医療の提供、充実に積極的に取り組む」としています。</p> <p>現在の近畿大学医学部附属病院は、大阪府から、災害拠点病院に指定され、また、救命救急センターに認定されています。限られた医療資源で傷病者に対して最大限の治療結果を生み出すためには、医療機関が担うことが可能な機能に応じて、連携や役割分担を行いながら、医療提供体制を確保する必要があると考えております。</p> <p>泉ヶ丘に近畿大学医学部附属病院が開設し、大阪府において、災害医療体制及び救急医療体制について検討され、災害拠点病院に指定された場合や救命救急センターに認定された場合は、そのことが公表されることとなります。</p>						
第6項（健康部健康医療推進課）						
<p>市民生活の質を維持向上するために、良質かつ適切な医療が提供される体制は必要と考えております。併せて、医療費の伸びを抑えることにつながるよう、生活習慣病の重症化予防等、市民の健康の保持増進に取組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第77号	所管局	建設局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
第7項（公園緑地部公園緑地整備課）						
泉ヶ丘プールは市内の公園プールで最も利用者が多く、施設の高齢化が進み、管理棟の耐震化や設備の老朽化に伴う交換課題など、施設の更新について検討すべき時期を迎えたことと、泉北ニュータウンの再生によるまちづくりの視点や近畿大学への田園公園等の有償譲渡などを総合的に勘案して最終判断しました。						
第8項（公園緑地部公園監理課）						
市営3プールの貯水量と漏水についてですが、大浜公園プールは25mプールが2つ、変形プール、幼児用プールの4プールの合計で貯水量が1,117m ³ あり、漏水について現在確認していません。金岡公園プールは25mプール、50mプールがそれぞれ2つと幼児用プールの5プールの合計で貯水量が3,844m ³ あり、漏水については、61m ³ /日を確認しています。泉ヶ丘プールは流水プール、ドーナツプール、50mプール、スライダープール、滝プール、幼児用プールの6プールの合計で貯水量が3,422m ³ あり、漏水はスライダープールが約1ヶ月で水がなくなる程度、滝プール、幼児用プールがともにおよそ半月で水がなくなる程度の漏水を確認しています。						
改修ではなく移転を行った理由としましては、泉ヶ丘プールは、市内の公園プールで最も利用者が多く、施設の高齢化が進み、管理棟の耐震化や設備の老朽化に伴う交換など、施設の改修更新について検討すべき時期を迎えていたことと、泉北ニュータウンの再生によるまちづくりの視点や近畿大学への田園公園等の有償譲渡などを総合的に勘案して最終判断したものです。						

番 号	陳情第78号	所管局	子ども青少年局			
件 名	児童発達支援センターの充実について					
第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>当該センターの次期（平成31～35年度）指定管理者の候補者として、堺市社会福祉事業団を選定しました。今後平成30年第4回市議会に上程しており、議決を得られれば、指定管理者としての指定を行う予定となっています。</p> <p>なお、指定期間につきましては、「指定管理者制度活用のためのガイドライン（改訂版）」で原則として5年を限度としており、こどもリハビリテーションセンターの指定にあたって、指定期間を5年間としています。今後、関係課等と調整のうえ、当該施設の特性を踏まえ、指定管理について検討してまいります。</p>						
第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>児童発達支援センター（5園）の職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけており、今後とも国基準を念頭に置き、職員配置のあり方を検討してまいります。</p> <p>常勤の保育士の退職等による欠員補充については、引き続き関係課等と調整のうえ、常勤の保育士の補充に努めてまいります。</p>						
第3項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>医療型児童発達支援センターにおきましては、平成27年度より、週1回の単独登園に加えて、3歳・4歳児については学期に1回増やすとともに、年長児については月1回の単独通園を追加して行っています。今後も単独登園の回数増につきましては、職員配置を含めその必要性について検討してまいります。</p>						
第4項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>センターを利用されているお子さん及び卒園されたお子さんへのリハビリの回数や期間につきましては、現行の職員配置の中で、より効率的でより良いサービスが提供できるように、指定管理者に働きかけてまいります。</p>						
第5項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>通園バスの運行につきましては、安全な運行の確保に努めるとともに、運営経費も考慮し、運行形態について、指定管理者と検討してまいります。</p>						

番 号	陳情第79号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第1項（1）（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことと財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p>						
<p>本市は、平成29年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大阪府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p>						
<p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申に付された「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求めること」との意見の趣旨を踏まえ、新制度における運用状況等を検証しつつ、必要に応じて大阪府に提案や意見具申するなど、国民健康保険制度の持続可能な運用に取り組んでまいります。</p>						
<p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、平成30年度の本市保険料率は、独自の激変緩和措置により、平成29年度とほぼ同水準となっています。平成31年度以降の保険料水準についても、堺市国民健康保険運営協議会への諮問・答申を踏まえて、基金からの繰入れを行うことなどにより、急激な負担増が生じることのないよう対応してまいります。</p>						
<p>なお、子どもの多い世帯への保険料減免については、大阪府国民健康保険運営方針に統一基準として記載されておらず、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における今後の検討課題とされています。</p>						
第1項（2）（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p>						
<p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p>						
<p>市民への周知については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口でも丁寧に制度説明を行うよう努めています。</p>						

番 号	陳情第79号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第1項（3）（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>滞納処分については、機械的な一律の取り扱いではなく、法令の規定に従って実施しています。財産調査の結果、資産が判明した場合については、滞納者との面談の機会を確保する等、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>特別の事情については、国民健康保険法に基づいて、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められるときは、市町村の判断により、被保険者証を交付できることとなっています。平成21年1月20日付け国通知においては、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合は、特別の事情に準ずる状況にあると考えることから、緊急的な対応として、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができると示されています。本市においても、法令や通知に基づき、個別の事情を十分に聴き取りしたうえで、短期被保険者証の交付を判断しています。</p>						
第2項（1）（長寿社会部介護保険課）						
<p>本市におきましては、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。これにつきましては、平成30年度から収入要件を1人世帯では120万円以下から150万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p>						
第2項（2）（長寿社会部地域包括ケア推進課）						
<p>堺市では、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）においても、従来と同様の基準の訪問型サービス及び通所型サービスを実施しています。</p>						
第2項（3）（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い大幅な改定を余儀なくされており、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、さらに大幅な上昇が見込まれています。</p> <p>本市におきましては、介護保険制度の安定的な運営を図るため、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対して引き続き要望してまいります。</p>						

番 号	陳情第79号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第3項（生活福祉部医療年金課）

子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃し、府内で初めて入院・通院にかかる医療費助成を、中学校卒業まで拡充いたしました。

子ども医療費助成制度の年齢要件につきましては、市民の方からさらなる拡充へ多くの声をいただいていることから、「子育てしやすいまち日本一」をめざすための重点施策として、平成31年4月から、対象を高校卒業（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までに拡充いたします。

なお、一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関あたり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいております。

平成18年7月診療分からは、月額上限額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月あたり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいております。

また、平成30年4月診療分からは、月額上限額を超えた際に、対象者へ還付手続きをご案内のうえ口座登録をしていただき、以後、2,500円を超えた分を自動償還することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

第4項（1）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）

本市では、障害のある方の暮らしの場として、住み慣れた地域で生活し続けていただけるよう、グループホームの量的な拡大と、重度障害者も利用できるようグループホームの機能強化を進めているところです。

量的な拡大については、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして市独自の整備費の加算を行っているほか、法人が既存物件を活用して開設する際の改修工事費用、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対してそれぞれ補助を行い、支援策を講じています。

機能強化については、重度重複障害や医療的ケアが必要な方の介護体制を確保するため、生活支援員の増員及び看護師の配置に対して補助を行う「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施しています。本事業については、平成30年度から重度重複障害に対する支援を拡充するとともに新たに強度行動障害を対象とするなどの強化を行っております。

また、重度障害者の地域での生活を支えるショートステイにおいても、強度行動障害や重度心身障害がある方、医療的ケアを必要とする方を受入れた場合に加算を実施するなどの機能強化を図っているところです。

今後とも、障害のある方が地域で安心して暮らし続けることのできる体制の確保に努めてまいります。

番 号	陳情第79号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（2）（健康部精神保健課）						
<p>精神障害に関する医療費公費負担制度は、通院医療に適用される自立支援医療費（精神通院医療）の制度があります。また、精神障害者保健福祉手帳の1級を取得されている方は、障害者医療の制度を受けることができますが、いずれの公費負担制度も精神病床への入院には適用されません。</p> <p>精神疾患により入院医療が必要な状況になった際に、経済的理由で入院を躊躇することが無いよう、一定期間の入院に係る医療費について助成することは有用と考えています。このことを踏まえ、精神障害者福祉に関する政令指定都市の会議において課題として取りまとめ、政令指定都市が一体となって、自立支援医療費の制度に一定期間の入院に係る医療費についても対象とするよう、国へ要望をしているところです。</p> <p>今後も、引き続き国へ制度整備を要望していくとともに、精神障害のある方に適切な医療の提供が確保されるよう取り組んでまいります。</p>						
第5項（健康部健康医療推進課）						
<p>特定健康診査は生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診です。</p> <p>堺市では、生活習慣病の早期発見と予防のため、国の定める項目に血液検査等で7項目を追加し実施しております。</p> <p>がん検診の検査方法や内容については、厚生労働省がさまざまな研究報告に基づく有効性評価や疾病構造の動向、検診の提供基盤の検証などを基に、がん検診事業の重要性や適切な実施方法について「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、地方自治体に示されております。</p> <p>本市では、この指針に基づき胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診を実施いたしております。</p> <p>また、健康寿命を延伸するためには、健（検）診に加え日々の生活習慣を整えることなどが必要なことから、保健センター・医療機関、各種関係機関と連携し、市民の方へ定期的な検診の重要性を認識いただく働きかけや、生活習慣病の予防意識を向上していただくための講演会や啓発に取り組んでいるところでございます。</p>						
第6項（1）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>生活保護の相談を受けた窓口が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p>						

番 号	陳情第79号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第6項（2）(生活福祉部生活援護管理課)

人員配置については、適正な生活保護の実施を行うため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めてまいります。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施するとともに、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど法令遵守の丁寧な窓口対応に努めております。

番 号	陳情第79号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（子育て支援部幼保推進課）						
<p>保育士への処遇改善については、国制度において、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、平成29年度からは、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。</p> <p>また、従来、市の単独補助によって国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、今年度から、保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上などの就業環境改善の取組みを通じ、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきました。</p> <p>このような中、今年度、5歳児から段階的に実施していく第2子の保育料無償化や、国が2019年10月からの実施を予定している幼児教育・保育の無償化なども相まって、保育ニーズは更に上昇すると考えており、今後4年間で過去最大規模の3,600人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。</p> <p>なお、受け入れ枠の整備にあたっては、これまでのように、土地の確保から整備までの全てを事業者側にお願いするだけでなく、市の所有する土地や小学校、公営住宅の空き室など、公有財産も積極的に活用しながら取り組み、待機児童の解消をめざしてまいります。</p>						

番 号	陳情第79号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第8項（総務部学務課）

就学援助につきましては、厳しい財政状況の中で施策の継続を図るため、現在の認定基準及び支給内容で実施しているところですので、ご理解のほどお願いいたします。

なお、就学援助費のうち、新1年生入学用品費につきましては、本年度より国の示す単価と同額に増額改定いたしました。また、学用品費につきましても、本年度8月分から国の示す基準単価と同額に増額改定し、支給することといたしました。

第9項（学校管理部保健給食課・総務部学務課）

本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を生かすため、選択制での学校給食を実施しております。

今後とも、生徒・保護者が利用しやすい制度に改善するとともに、温かく栄養バランスのとれた量の選べる選択制給食を、衛生管理を徹底しながら安全・安心に実施できるよう努めてまいります。

なお、中学校給食費への就学援助の適用については、引き続き課題の一つであると認識しております。

第10項（地域教育支援部放課後子ども支援課）

公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することで、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とすることができますから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えております。

本事業の指導員は、受託事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は当該受託事業者が就業規則等により定めています。

本事業の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき実施しております。

また、活動場所の確保に向けては、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。

番 号	陳情第80号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
(交通部公共交通課)						
<p>ご要望について南海バスにお伝えしましたが、同社からは「桃山台循環バスは、路線維持が困難な程度まで利用率が低い状況が続いたため、平成8年3月31日をもって運行休止いたしました。引き続き桃山台地区を運行するバス路線についてもバス利用率が芳しくなく、さらに漸減傾向を示しており、こうした環境下で桃山台循環バスの路線再開・泉ヶ丘駅延伸は、収益性において不透明な要素が大きいため、現段階では実施予定はございません。」との回答がありました。</p> <p>市としましては、ニュータウン地域のバス需要の動向を見据えながら、引き続き、事業者に地域の方の切実な声をお伝えし、働きかけを行ってまいります。</p>						

番 号	陳情第81号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
第1項（交通部公共交通課）						
<p>泉ヶ丘地区からＪＲ鳳駅へのバス路線の新設について南海バスにお伝えしたところ、「乗務員不足をはじめとする現状の厳しい運営環境を鑑み、新規路線として開設する予定は今のところございません。また現在泉ヶ丘駅～津久野駅前間を運行するバス路線についても、例えば「途中で鳳駅前を経由」または「起終点を津久野駅前から鳳駅前に振り替える」等考えられますが、いずれの場合も現在ご利用いただいているお客さまへの影響が大きく、かつこれに見合うだけの事業性・採算性が不透明なことから、極めて慎重な判断が必要となつてまいりますため、参考意見として賜るに留めさせていただきます。」との回答がありました。</p> <p>市としましては、泉ヶ丘駅周辺のまちづくりの進捗や鳳駅周辺の道路整備による移動需要等の変化も見据えながら、引き続き、ご要望の内容について事業者に働きかけを行つてまいります。</p> <p>なお、泉ヶ丘地区からはバスとバス、もしくはバスとＪＲ阪和線を乗り継ぐことで鳳地区まで行くことができますので、既存の公共交通もご利用いただけますようお願いします。</p>						
第2項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>おでかけ応援制度は、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートした制度であり、その後、平成25年度から公共交通の利用促進という観点を踏まえ、利用対象日の拡充を図つてきております。</p> <p>増大する高齢者の利用が路線バス網の維持確保に大きく貢献している現状を考慮し、おでかけ応援バスの利用対象者については、現在も制度開始時の「65歳以上の高齢者」であることを継承しております。</p> <p>障害者については、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いしているところです。</p> <p>また、妊婦については、ご自身のからだの変化や状態に合わせて外出の可否や交通手段を選択されることから「おでかけ応援バス」を適用することは考えておりません。</p>						
第3項（交通部公共交通課）						
<p>おでかけ応援バスは、1乗車100円でのご利用を基本としており、バスを乗り継がれる場合は、一部を除き、それぞれの運賃をお支払いいただくこととなっていますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>						

番 号	陳情第82号	所管局	建設局			
件 名	原山公園について					
第1項、第2項、第3項（公園緑地部公園緑地整備課）						
<p>高齢者、女性、子どもの方でも安全、安心に緑道を通行していただくことを第一に考え、幅員の確保、勾配の緩和を図りバリアフリーに対応した緑道の整備を進めております。</p> <p>既存の樹木を可能な限り残すよう計画していますが、緑道沿いに植栽されている桜については、バリアフリー化に伴い地盤の高さが変わることや、緑道の線形が変わることにより、現状の位置に残すことができません。</p> <p>緑道沿いの桜については、多くが泉北ニュータウン造成時に植栽されたものであり、老木化していることから移植は難しい状況です。</p> <p>その結果、移植できないと判断した場合はやむを得ず伐採することになります。</p> <p>なお、整備した後の緑道沿いには新たに桜を植樹し、これまで同様、皆様に親しんでいただけるよう維持管理を行っていきたいと考えています。</p>						

番 号	陳情第83号	所管局	建築都市局			
件 名	ブロック塀撤去の補助について					
第1項、第2項（開発調整部建築防災推進課）						
<p>今年の6月18日に発生した大阪北部地震では、ブロック塀等の倒壊が発生し、改めて基準を満たさないブロック塀等の危険が認識されたことから、今年度は、緊急対応として市立小中学校の指定通学路に面したブロック塀等を対象に補助制度を創設しました。また、私立小中学校の通学路への補助については、実施に向けて各校の通学路の実態把握等の調査を行っているところです。</p> <p>あわせて、現在、本市に寄せられた危険と思われるブロック塀の情報提供により、個別に安全点検の実施や、安全対策の必要性の啓発を行っております。</p>						

番 号	陳情第84号	所管局	建築都市局			
件 名	堺環濠都市北部地区について					
(都市計画部都市景観室)						
<p>本市はこれまで当地区的歴史文化を活かしたまちづくりに向け、堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会との協働により進めてまいりました。引き続き、協議会と話し合いをおこないながら、当地区的整備についても検討を進めてまいります。</p> <p>また、当地区的規制については、住民の間でも様々なご意見があると思われますので、住民の皆さまの話し合いにより当地区的規制のあり方について合意形成を図りながら、市としても協働し、必要な規制を検討してまいりたいと考えます。</p>						

番 号	陳情第85号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	教育環境の整備について					
第1項、第2項（学校管理部施設課・学校教育部）						
本市では、すべての小中学校の普通教室及び音楽室・図書室・コンピューター室の特別教室に空調設備（エアコン）を設置しております。						
エアコンが未設置の特別教室などについては、各学校での使用状況や国の動向、他市の状況などについて調査研究してまいります。						
また、体育館への空調設備（エアコン）の整備については、関係課と連携し、調査・研究してまいります。						

番 号	陳情第86号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課・学校管理部施設課）						
金岡小学校のびのびルームの空調機における一連の対応の中で、結果として適切でなかった部分があるのでご指摘については真摯に受け止め、運営事業者からの声への適切な対応及び関係課との更なる連携の徹底を図ってまいります。						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。						
また、支援単位に応じて指導員を配置するとともに安全安心な活動が確保できるよう対応してまいります。						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
のびのびルームにおける利用児童の受入れは、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき行っており、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるよう努めてまいります。						
また、放課後ルームについても、図書室の利用を基本としながら放課後に活動できる共用教室を活動場所として確保するように努めてまいります。						
今後も、学校と調整を進めながら、より多くの児童が利用できるよう努めてまいります。						

番 号	陳情第87号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定し、運営を行っております。当該事業の運営管理業務におきましては、条例及び国の「放課後児童クラブ運営指針」の基本的な事項を踏まえることを明記した業務仕様書により、その趣旨に則って実施しているところです。</p> <p>プロポーザル方式による運営事業者の選定では、市の条例等の規定や契約における業務仕様書による遵守事項により、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による運営事業者を選定することで、児童にとってより良い運営ができるものと考えております。</p>						
第2項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置しております。</p> <p>また、指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めてまいります。</p>						
第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>児童数については、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しております。</p> <p>共用教室の施設及び設備の整備等は、学校の協力のもと、順次整備に努めてまいります。</p>						
第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>AED（自動体外式除細動器）については、学校内に設置しているAEDを使用することとなっております。</p> <p>利用児童が安全に安心して過ごすことができるよう、必要な整備に努めてまいります。</p>						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>運営経費につきましては、保護者の皆様からの負担金と、市の予算並びに国及び大阪府からの補助金で構成しており、受益者負担の観点から負担額を設定し、保護者の皆様にも当該事業運営に係る費用の一部を御負担いただいております。</p> <p>なお、きょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて、一部負担金の減額・免除の制度を設けております。</p>						

番 号	陳情第88号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームの平成29年5月1日現在の支援単位数は4単位で、平成30年5月1日現在の支援単位数は5単位となっており、平成29年度国庫補助については、4単位の申請を行っております。</p>						
第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>平成30年度における共用教室の使用状況については、4月当初から10月末までの業務日誌をもとに確認したところ、生活科ルーム2は月～金曜日においてほぼ使用しており、学校授業日においては下校時刻からおやつの提供終了まで、夏季休業期間中においては、朝の学習時間、昼食、昼寝、おやつの時間帯の使用が多くなっております。</p>						
<p>少人数教室は、学校授業日においては日々の利用児童数の状況に応じて、夏季休業期間中は、午後の部屋遊びとDVD視聴の時間帯の使用が多くなっております。</p>						
<p>会議室は日々の利用児童数の状況に応じて使用しております。</p>						
<p>なお、平成30年度の4月当初から10月末までの間において、生活科ルーム2と少人数教室を同時に使用した日は6日、生活科ルーム2と少人数教室、会議室を同時に使用した日はありません。</p>						
第1項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>共用教室については、放課後の時間帯に専らのびのびルームとして使用できるよう学校と調整を行った上で確保しております。</p>						
<p>また、共用教室の施設及び設備については、学校の協力のもと、整備に努めてまいります。</p>						
第1項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市ののびのびルームでは、条例に基づき児童数40人に対し2名の指導員を配置することとしており、運営事業者は業務仕様書に基づいて運営しております。</p>						
第2項（1）（学校管理部保健給食課）						
<p>平成30年9月末現在の住民基本台帳データをもとに、百舌鳥小学校区の就学時健康診断の対象家庭に通知した件数は128名分です。</p>						
第2項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>百舌鳥小学校ののびのびルームと放課後ルームの来年度の利用申込者数については、11月末現在、来年度の申込受付期間中であるため、お答えすることができません。</p>						

番号	陳情第88号	所管局	教育委員会事務局			
件名	放課後施策について					
第2項（3）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームについては、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を活動場所として確保に努めてまいります。</p> <p>百舌鳥小学校放課後ルームについても、図書室の利用を基本としながら放課後に活動できる共用教室を活動場所として確保に努めてまいります。</p> <p>今後も、学校と調整を進めながら、より多くの児童が利用できるように活動場所の確保に努めてまいります。</p>						
第3項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>平成30年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおける配慮をする児童への対応のための追加配置指導員（以下「加配指導員」という。）必要認定数は、4～6月は各月5人、7～10月は各月6人となっております。</p>						
第3項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームにおける指導員の配置状況については、平成30年4月1日から平成30年10月31日までの開設日数171日のうち、基本配置が充足していない日はなく、加配指導員が必要認定数に対して充足していない日は127日となっております。</p>						
第3項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員配置については、まず基本配置に指導員を配置した上、配慮をする児童に対し追加配置していると考えており、当該日に出勤している指導員全員でルーム運営をしています。</p>						
第4項（1）（学校管理部施設課）						
<p>普通教室数が24室から27室になります。</p>						
第4項（2）（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>活動場所の確保については、学校及び運営事業者と連携を図ってまいります。</p> <p>また、「第2期未来をつくる堺教育プラン」に基づき、就労支援であるのびのびルームに制度の統一化するため、放課後ルームをのびのびルームに移行してまいります。</p>						

番 号	陳情第88号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第5項（1）（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルームにおける施設及び物品の維持管理については、業務仕様書に基づき、運営事業者の業務となっております。日々の清掃については、運営事業者が各ルームの実情に応じて行うこととなりますが、床材の更新が必要な場合等は、本市において施設改修することとしております。</p> <p>また、運営事業者の運営の範囲内で解決できない問題について、施設整備等で合理的に改善できる事項について、検討の上取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第89号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課・学校管理部施設課）						
<p>現場の確認を行い、ご指摘いただいた事象を確認できました。既存施設の状況を踏まえて、適切に対応いたします。</p> <p>今後、施設設備等につきましては、学校の協力のもと、必要に応じてその充実を図ってまいります。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>熱中症の予防等に関する対応については、運営事業者に通知文を送付するとともに連絡調整会議で注意喚起を図っております</p> <p>今後も、国等の通知文をもとに運営事業者と連携して熱中症予防対策に取組んでまいります。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定することで、業務の実施体制、実施手法、技術提案等を記載した企画提案を提出させ、価格以外の要素である企画提案も評価対象とし、これら全体を評価して最も優秀な者（優先交渉権者）を交渉相手方とすることができますから、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案の運営事業者を選定することができ、児童にとってより良い事業運営が実施できるものと考えております。</p> <p>のびのびルームの運営業務については、運営事業者に委託しており、運営事業者における特定個人の雇用について、市が関与することはできません。</p>						

番号	陳情第90号	所管局	教育委員会事務局			
件名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童支援員の配置については、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としており、国の定める基準と同等となっております。</p> <p>また、のびのびルームの業務の実施時間内には、必ず主任指導員もしくは副主任指導員（准主任指導員）のどちらか1人を常時配置することを、業務仕様書で運営事業者に求めております。</p>						
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>活動場所の確保について、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルームの一部負担金については、きょうだい減免は実施しておりませんが、ご家庭の所得状況に応じて減額・免除をする制度を設けております。</p>						

平成30年 第4回市議会(定例会)陳情回答綴

平成30年 12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-18-0051